



東京都大田区蒲田  
5の10の2  
**全日本港湾労働組合機関紙**  
(毎月1日発行)  
一部20円 (組合員の購読料は組合費の中に含む)  
発行責任者  
松永英樹



# 大会議案特集号

# 2020年度主なたたかみの経過と総括 (案)

## I. はじめに

全港湾は第91回定期全国大会で決定した2020・21年度運動方針に基づき、①新自由主義による規制緩和、競争社会に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正する。②港湾産業、運輸産業における産別運動を強化するとともに、企業の枠を超えた地域運動、国際運動と連携し、中小企業労働者と非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたたく。③戦争法制の早期廃止を求め、反戦・平和、社会保障の充実、人権擁護、脱原発と環境保護をたたかい、働く者のための政治を実現する。④大衆路線に基づいて職場闘争を強化し、活動家を育成し組織の強化拡大を勝ち取ることを基本に2020年度における多くのたたかみを取り組みました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響をもちに受けた経済状況では国民の暮らしはますます悪化しています。労使による中央最低賃金審議会(厚労省)では中小企業の経営悪化を受け、2020年度は加重平均で902円と前年から1円しか引き上げられませんでした。一方、企業の内部留保(利益剰余金)の推移は前年度比2・6%増の475兆161億円となり、8年連続で過去最高

を更新しました。また、新型コロナウイルス関連の倒産件数は1,472件(5月17日時点)に達し多くの労働者が働く場を失っています。

港湾関係においても、「新型コロナウイルス」の影響は大きな影響を与えています。国内での人の動きを抑制する措置は、国内外の需要と供給のバランスに影響を与え、製造業での労働供給の減少となっています。現在起きている、世界的なコンテナ不足は、日本における製造業にも大きな影響を与えています。そのような中、世界の船社や邦船三社は依然として利益を伸ばし、更なる利便性や利潤を目標として港湾への自動化を切望しています。港湾政策についても国による脱炭素社会(カーボンニュートラル)による港湾運送事業基盤そのものが崩壊するような政策となっています。事実として石炭火力発電所の休止に影響を受ける港湾運送事業者は多数あり、たくさんの方々が不安を抱える大きな問題となっています。このような政策に対し、産業の「公平な移行」を求め雇用を守るたたかみを取り組みましたが、このような政策には労使による「雇用と職域を守る」取り組みが必要です。しかし、産別最低賃金要求の「統一回答拒否」に見られるように、日本港運協

る経済活動の低迷の影響が懸念されています。2021年春闘では、港湾産別闘争と連動させ、雇用最優先とすると同時に、個別賃上げ及び労働条件引き上げを目指し、たたかう方針を取り組みましたが、要求提出時には新型コロナウイルス感染症拡大にともない、感染予防対策から団体交渉も開催できない地方が出るなど、交渉自体が難しい状況でした。また、物流産業に与えた影響も若干回復したにもかかわらず賃上げ交渉は厳しいものとなりました。

この一年間のたたかみをここに総括し、更なる強化・発展のために、たたかみの成果と

る経済活動の低迷の影響が懸念されています。以下、2020年度の主なたたかみの経過と総括について提起します。(詳細は別冊の「一般活動報告書」に収録してあります。)

## II. 2020年秋年末闘争

### 1. たたかみの経過

全港湾各地方は、第91回定期全国大会で確認された秋年末闘争方針の下、冬季一時金の獲得や労働条件の到達、継続交渉を積極的

に取り組んできました。

各地方	要求額
東北	3・5ヶ月
北海道	分会ごと
北海	分会ごと
日本海	10月15日 10月24日
関東	11月2日 11月27日
関東	10月23日 11月6日
東海5支部	58万円以上
11月6日	11月20日まで
名古屋支部	92万円
10月23日	11月20日
関西	
阪神支部	90万円
11月4日	11月19日
大阪支部	90万円

## 2020・21年度運動方針の補強提案にあたって選挙による国民主権の政治を取り戻そう!

中央執行委員長 真島 勝重



20年頭からの2年弱は、コロナ禍蔓延によって日常業務や生活様式が一変してしまっ

た。第92回定期全国大会議案書の補強提案では、【国の港湾政策は我々にとって大変重要

です。港湾管理者との協議のために、全港湾の方針に基づく政策協定締結等を結ぶ議員

を増やすためにあらゆる選挙闘争に取り組

みます。同時に本年中には衆議院選挙が確実に

行われます。コロナ対策を疎かにして、感染

の拡大はあたかも国民にあるように振舞いな

がら、自分たちにとって都合の良い悪法は数

んな。国民の一番の武器でもある選挙権を行使すれば国民主権、正しい三権分立を確立できるはず。勤労国民目線に立つ候補者を推薦して国民主権を取り戻す選挙闘争に全力を挙げて取り組みます」と、選挙闘争について一歩踏み込んで提起している。

この間の政治手法を振り返れば、政府与党による基本理念のない無策、後手に回った対応やあまりにも偏った感染対策等、これらに対する怒りが国民に蔓延している。しかし、7月に行われた都議会議員選挙を見ると、コロナ、失業、五輪強行と不満だらけだったにもかかわらず、若者はまたもや投票には行かず、勝者なき都議選となってしまう。42・4%という低投票率で、20代は28%と最も低い。このことで得をするのは、安定した高齢の支持層を持っている与党だ。少しの光が見えたと思えば、共闘でたたかった立憲民主党は議席を倍増させ、共産党も議席を上積みし、一定の成果をあげたこと、このことを国政選挙への足がかりとして欲しい。国

今こそ、全港湾の若い世代が選挙に向き合い、先頭に立って動き出すことを期待する。今から、仲間や家族に対して、「国民本位の政治を取り戻す」ために語り合おう。そして、みんなで「選挙へ行こう!」と言っても、今日の痛みを押しつけられている中小企業や非正規雇用の労働者の立場に立った労働運動を地域で構築し、日本の労働運動のあるべき姿を問い続けながら、産別別労働運動に結果し団結を強化することを重要な取り組みとすることを提起し、補強提案とします。

11月9日 11月26日
神戸支部 昨年実績以上
11月2日 11月24日
築港支部 3ヶ月以上
11月5日 11月26日
建設支部 昨年下回らない
11月 8日 80万円
四国 11月20日
10月28日 11月20日
九州 3ヶ月
関門支部 3ヶ月
10月23日 11月17日
小倉洞海支部 80万円
10月23日 11月17日
博多支部 70万円
10月23日 11月17日
長崎県支部 4ヶ月以上
10月23日 11月17日
鹿児島支部 4ヶ月以上
10月23日 11月17日
那覇 35割
11月13日 35割
八重山
11月12日

11月5日 11月26日
建設支部 昨年下回らない
11月 8日 80万円
四国 11月20日
10月28日 11月20日
九州 3ヶ月
関門支部 3ヶ月
10月23日 11月17日
小倉洞海支部 80万円
10月23日 11月17日
博多支部 70万円
10月23日 11月17日
長崎県支部 4ヶ月以上
10月23日 11月17日
鹿児島支部 4ヶ月以上
10月23日 11月17日
那覇 35割
11月13日 35割
八重山
11月12日

②回答状況及び妥結結果

115分会に有額回答が出され、そのうち72分会が妥結となった。回答額平均は472,834円で、妥結金額は481,621円、率にして1.65ヶ月となった。港湾職種での平均回答額は491,109円で、昨年同時期を41,493円下回り、トラック職種が362,949円で、昨年同時期を31,426円下回った。一般職種は389,884円となっており、昨年同時期を33,934円下回る結果となった。

(2) 秋年末オルグ

第91回定期全国大会で決定された方針に基づき、20秋年末オルグを企画し、北海道本、名古屋支部において開催した。秋年末における到達闘争

結額を見ても妥結額平均で480,584円、率にして1.63ヶ月となり、昨年同時期を40,801円下回った。③港湾関係労組の回答状況
大港労組は11月19日に488,000円(昨年比20,000円減)コロナ対策協力金としてプラスα17,000円で妥結し、日港労連は12月14日現在5港6組合平均590,580円、全検部門においては12月8日妥結、組合員平均411,641円+α、8単組平均566,646円となっている。検査労連は12月3日、全日検が全国平均411,641円+α、日検全国一人平均438,264円で妥結した。検定労連は海事検定が11月18日に730,000円で妥結し、(株)シンケンは11月25日に500,000円で妥結した。全倉運は単純平均40組合で平均回答額は606,631円、加重平均で690,051円となっている。なお、全日通は19春闘時に年間3.2ヶ月で妥結している。

第91回定期全国大会で決定された方針に基づき、①労働時間短縮、②定年延長65歳と退職者の補充、③退職金引き上げ、④労働災害・企業上積み保障の引き上げ、⑤労働協約の締結など、諸労働条件の到達闘争のたかひをすすめ、北海道地方において「定年65歳を2024年4月実施」、日本海地方敦賀支部において「退職金定額制・40年1,200万円」が確認された。しかし、前進となった地方・支部は限られた。

2. 港湾における 制度政策闘争

(1) 秋年末統一闘争(全国港湾)

20秋年末闘争中央行動が11月18日(木)〜19日(金)にかけて行われた。コロナ感染防止のため参加人員を絞り、18日は総勢27名が参加して、国土交通省と厚生労働省へ「港湾政策ならびに港湾労働に係る申し入れ書」に基づき協議を行なった。19日は、全国港湾常任部を中心にして経済産業省・消防庁・外国船舶協会、日本貿易会申し入れを行った。また、コロナウイルス感染防止のため例年開催している院内集会の開催は見合わせ、12月2日に立憲民主党との「政策意見交換会」を開催し「認可料金問題」「老朽化石炭火力発電施設の休止・廃炉政策」を中心に意見交換し国会対応への協力要請を行った。

(2) 労使政策委員会(全国港湾)

労使政策委員会が11月18日(水)に開催された。日港協から①20年度度年末年始例外荷役の取り扱いについて、②RTG遠隔操作導入に関する確認書締結を踏まえたり取り組みについて提案された。組合は、①については、労働条件を昨年と同様としたことから確認書を協定した。なお、「ライフライン」の拡大解釈のないよう念を押した。大阪地区の年末年始前後の早朝ゲートオープンについて、12/21(月)〜25(金)、28(月)〜30(水)、および1/5(火)〜8(金)、12(火)〜16(土)とすることを確認した。

(1) 海コン・トラック・バス

海コン・トラック・バス合同対策会議12月8日(火)中執担当者会議を開催した。今回本年度の合同対策会議の運営や取り組み、国土交通省や厚生労働省への要請案について、担当中執の役割分担などについて協議した。

4. 労働者供給事業

10月7日、東京労働局へ役員変更の手続きをおこない受理された。12月1日、八戸通運支部の結成を受け、東京労働局へ労供事業新規開設に伴

た。また、川崎地区の早朝・昼休みのゲートオープンについて、中央労使協議後から21年3月31日までの平日07:30〜08:30、平日12:00〜13:00とし、年末年始例外荷役期間(12/31〜1/4)を除くことを明記した文書に差し替えることを前提に了承した。②については、中央での確認書締結、各地区での労使協議が進み横浜港、清水港、神戸港の3地区及び昨年応募した名古屋港における企業(企業体)が応募している事が判明し、当該地区において労使協議と確認書締結に向けて取り組みを進めていることが報告された。労使協議WGにおいて地区の協議状況と確認書を検証する場を設け確認することを提起し、WGでの検証後、応募書類に、確認書の添付を主張した。しかし、日港協は詳細を把握していないとし、組合が主張した11月にも検証の場を設けるように主張したことについて、内部での情報を整理するとの回答に留まった。組合側はRTG遠隔操作化を促進する立場ではないものの、応募の事実と、その後の取り扱いについては、検証が不可欠と主張し、日港協はこれをとすも、進め方については事務局間で調整することとした。(今後の対応については検討事項として取り扱う。)次回開催は12月18日となっている。

3. 海コン・トラック・バス 労働者の制度政策闘争

海コン・トラック・バス合同対策会議12月8日(火)中執担当者会議を開催した。今回本年度の合同対策会議の運営や取り組み、国土交通省や厚生労働省への要請案について、担当中執の役割分担などについて協議した。

5. 平和、人権、環境を守る たたかい

JCO臨界事故21周年集会在9月26日開催され、東北地方4名が参加した。ロナルドレーガン母港化抗議集会在10月1日に横須賀ヴェルニ公園で開催され、関東地方5名と中央本部1名が参加した。「憲法理念の実現をめざす第57回護憲大会」が11月7日〜8日滋賀県大津市で開催され、関西地方より2名が参加した。

III. 2021年春闘の経過 と総括

1. 各労働団体の取り組み

連合は、「2021春季生活闘争の意義と目的」として、日本の抱える構造課題とコロナ禍によって明らかとなった社会の脆弱さを克服していくためにも、「誰もが安心して働くことのできる環境整備と分業・安全に働くことのできる環境整備と分業構造の転換につながる賃上げに取り組み、『感染症対策と経済の自律的成長』の両立と『社会の持続性』の実現」をめざすとしている。

(2) 全労連・春闘共闘委員会は、2021年度年次総会を10月22日に開催し、「格差なくし、8時間働けば誰もが人問らしくくらせる公正な新しい社会への転換せまる21国民春闘」と位置付けるとともに、「コロナ禍労働組合で元気に声あげ変えよう」と2021年国民春闘方針構案につ

わち「賃金水準の追求」に取り組むとし、「底上げ」では、定期昇給相当(賃金力1.5倍維持相当分(2%)の確保を大前提に、産業の「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、それぞれの産業における最大限の「底上げ」に取り組むことで、2%程度の賃上げを実現し、感染症対策と経済の自律的成長の両立をめざすとしている。「格差是正」では、昇給ルールの導入と目標水準を時給1,700円、月給280,500円をめざすとし、また、「底支え」については、企業内のすべての労働者を対象に協定を締結するとし、締結水準は、生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、「時給1,100円以上」をめざすとす

る、2021春季生活闘争方針(案)を決定した。5月6日第5回回答集計で、月例賃金改善を要求した5,361組合(昨年同時期比688組合増)のうち、3,111組合(同175組合増)が妥結し、賃上げ要求・妥結ともに昨年同時期を上回った。妥結内容が確認できる2,006組合のうち48.6%が賃金改善分を獲得し、98.6%が定昇相当分を確保した。平均賃金方式で回答を引き出し、賃上げ分が明確に分かる1,213組合のうち、組合員数300人未満の中小組合(763組合)の賃上げ率は1,379円・0.57%で昨年同時期と同様、かつ、率は全体(0.56%)を超えるとともに、今次闘争では最も高い結果となった。加重平均で、賃上げ額は時給21.88円・月給4,442円、引上げ率は概算でそれぞれ2.13%・2.03%となり、今次闘争では一貫して一般組合員(平均賃金方式)を上回っている。

いて討議をおこなった。

コロナ禍でこそ、賃金の大幅引き上げ、底上げを図り、誰もが8時間働けば人間らしく暮らせる社会をつくることを要求する。内需の拡大を図り、地域循環型経済への足掛かりをつくる。また、これがコロナ危機を打開する唯一の方向性であること前面に掲げたかとうし①すべての働く人々の暮らしを改善するベースアップを基本とする大幅賃上げを実現する。同時に、不当に低く抑えられる非正規労働者や女性労働者の賃金改善を重視し、賃金格差の是正を図る。②具体的な要求額は、21国民春闘アンケートの集約結果を基礎とする。③生計費原則にもとづく賃金のあり方について、最低生計費試算調査結果を参考に学習と議論を深める。④全国一律最低賃金制度の確立を視野に最低賃金引き上げ闘争と一体として賃金の底上げ・格差是正の課題を重視し、初任給の引き上げを全体の賃金体系の引き上げに波及させる。⑤企業内最賃協定の改善・締結、均等待遇原則にもとづく格差是正で眼に見える前進をつくりだすことを掲げ、賃上げ要求月額25,000円以上、時間額150円以上産業内・企業内最低賃金要求時間額1,500円以上を目標とした。

5月13日の第6回集計では、有額回答は596組合となっており、加重平均で5,722円、率で1・94%となっており、昨年同時期より199円の減、率で0・16%の減となっている。

(3) けんり春闘実行委員会は、「8時間働けば生活できる賃金を!」「8時間働けば暮らせる社会を!」「差別を根絶へ全労働者に同一労働同一賃金を!」「コロナ解雇、賃下げを許すな!」「全ての労働者に仕事を保障せよ!生活できる休業・失業給付と給付期間延長を!」をスローガンに、「雇うか賃下げか」攻撃に対抗して「雇用も賃上げも!」を求める闘いがかかっている。具体的な賃上げ要求は基本的に昨年を踏襲するとして、①どこでも誰でも「月額25万円以上、時給1,500円以上の最低

賃金保障」法定最低賃金を1,500円以上に! (今すぐ1,000円) ②月額20,000円、時給150円以上の賃上げを! (昨年同額) ③非正規労働者の処遇改善 (同一労働同一賃金)、仕事の保障として。また、公契約条例の制定運動と連携させて単価引き上げと不当労働行為企業の排除を合わせて条例化を要求することとしている。

(4) 交運労協2021春季生活闘争では、2020年10月6日に開催された定期総会の方針において、「コロナ禍の影響が直撃する2021春季生活闘争は、経済・産業・雇用情勢が激変する中で闘われることとなり、とりわけ、雇用調整助成金の特例措置が本年末で終了した場合、廃業に追い込まれる事業者が続出することも想定されることから、まずは事業の維持存続と組合員の雇用確保を第一義とする取り組みを展開します。」とし、そのうえで、引き続き「所定内労働で生計を営むことが可能となる賃金水準を確立するためのたたかい」を展開することが確認された。また、交運運輸労働者をはじめとするエッセンシャルワーカーが少なくとも全職業平均年間賃金に追いつくことを目標に、「非常時であつてもサービスを求められる労働者にふさわしい賃金水準を確立することが必要」としている。

(5) 全国港湾は、2021春闘の柱として、①山積する産別労使課題を着実に解決していくことを第一の柱とする。②第二の柱は産別「政策課題」の前進へ、労使の取り組みを進める。③第三の柱は、憲法改悪反対・辺野古新基地建設反対など国民的課題に取り組み。④第四の柱は、職場・地域の仲間の結束による「産別運動」の力を発揮することとしている。また、2021春闘の重要課題である賃金の引き上げについては、賃金の引き上げによる生活改善・向上は、組合員の最大の関心事であるだけでなく、GDPの60%といわれる個人消費を喚起し、これによって日本経済の好循環に戻すという大義を持つとして、各単組の

要求額を6%以上とし、産別最低賃金の6%引き上げを要求とした。全国港湾は、2021春闘の重点課題として「魅力ある港湾労働・人間らしく働く」の旗を高く掲げ、①労働環境整備の必要条件を創り出す、②産別制度賃金引き上げ、個別賃金の大規模上げ、③港湾の体制的「合理化」に反対、④事前協議制度の厳正運用、など9項目にわたって春闘方針(案)を討議し、具体的には、産別最賃184,500円、産別制度としての時間外割増率と労働災害企業補償制度の確立などを要求としている。

(6) そういった各団体の取り組みの中、2020年1月に発生した新型コロナウイルスは世界的な広がりを見せ、一年以上経過した現在でも収束の兆しも見えず、日本国内においても集団での集会や行動などが自粛されるなど、組合活動に多大な影響を与えている。また、度重なる「緊急事態宣言」が出されるなど、国内外の経済にも影響を与え、特に交通運輸産業にとっては、たいへん苦しい春闘を余儀なくされた。

## 2. 全国港湾加盟単組の取り組み

(1) たたかひの経過  
各加盟単組の要求額、提出日は次の通りです。

【要求額】	【要求提出日】
全港湾	3月1日まで
日港労連	2月17日
検数労連	2月18日
全日検	2月18日
日 検	2月18日
20,000円	2月18日
検定労連	2月18日
海事検定	3月2日
18,561円	3月2日
シンケン	3月2日
16,663円	3月2日

大港労組  
20,000円 2月25日  
全倉連  
5%+α 3月10日  
全日通  
11,000円 2月10日

(2) 交渉経過と回答状況  
①全港湾は、第42回中央委員会において、組合員が一体となってたたかう21春闘構築し、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、雇用の維持を最優先すると同時に、賃金引き上げ要求額「基本給一律20,000円」を確認し、第1回統一回答指定日は3月15日を基本として、各地方の集中回答指定日ゾーンを3月15日〜3月19日とした。新型コロナウィルスの影響で雇用調整助成金受給を受ける企業も多数ある中、各地方・支部は精力的に、また交渉に工夫を凝らしながら精力的に交渉を進めた。6月3日の第6回中央執行委員会において、闘争分会で妥結額平均3,087円、速報分会で妥結額平均3,242円を確認し妥結とした。

②日港労連は、基準内月額賃金20,000円、制度賃金6%引き上げ(基準内として)を要求しており、2月17日に開催された第1回港荷交渉では港荷経協は「賃上げには応じられない」とゼロ回答であったため、各個別労使対角線交渉の指示をおこなった。4月2日第3回交渉において労側より2,500円の賃上げを宣言し、4月8日第4回交渉において仮協定を締結し妥結となった。

③検数労連は、本給一律20,000円要求と産別協定完全履行を求め、2月18日に要求書を提出した。4月5日第5回交渉において有額回答が出されたが不満とし次回交渉で、ベースアップを含めた回答をもとめた。日検が4月23日に全平均3,664円(定昇、定率昇給含む)で妥結し、全日検は4月28日に全平均3,512円(定昇、一律、職務経験加算込)で妥結した。

④検定労連は、3月2日に賃上げ6%とし要求書を提出した。シンケンは4月13日に組合員一人平均4,092円。海事検定職組は5月11日組合員一人平均6,048円、新日本検定は組合員平均4,308円で妥結した。

⑤大港労組は、2月25日に基準内賃金月額20,000円要求し第1回交渉を行なった。4月19日開催の第6回船内統一交渉において、3,000円にて妥結している。

⑥全倉連は、5%+α統一要求基準とし3月10日に要求書を提出した。月26日時点では33組合、単純平均4,544円(1・71%)、組合員3,798人の加重平均で4,848円(1・76%)となり、単純平均、加重平均ともに前年同期時を額・率とも下回っている。

【21年妥結額】	【妥結日】
全港湾	6月3日
3,087円	
3,372円	
日港労連	
2,500円	
5,000円	
検数労連	
日 検	4月23日
3,664円	
3,466円	
全日検	
3,512円	4月28日
3,262円	
検定労連	
海事検定	5月11日
6,048円	
シンケン	

⑦全日通は、3月12日での交渉の結果、賃金については3,470円、一時金年間3・5ヶ月で妥結に至った。

(3) 妥結結果  
各加盟単組の妥結額、妥結日は次の通りです。

定期全国大会同様に「限定的緊急特例措置(案)」に基づき、信任状・議決権行使を採用し、中央執行部及び議長のみ出席とし、代議員各位にはリモート配信をおこない、2月3日開催の第4回中央委員会を開催した。

新型コロナウィルスの影響を鑑み、雇用の維持を最優先課題とすると同時に、賃金引き上げ「賃金引き上げ一律20,000円」を統一要求とし、65歳定年延長や月給制の確立、労働時間短縮の取り組みを基本に方針を決定し、第1回統一回答指定日は3月15日(月)を基本として、各地方の集中回答指定ゾーンを3月15日(月)〜19日(金)とし、4月上旬の決着を目標に中央本部と地方本部、支部が連携して21春闘をたたか

## 3. 全港湾の取り組み

(1) たたかひの経過

①秋から年末の中央執行委員会における討議経過を踏まえ、組合員が一体となってたたかう21春闘を構築し、新型コロナウィルスの影響を鑑み、雇用の維持を最優先課題とすると同時に、賃金引き上げ要求は「基本給一律20,000円」としたかたう春闘とすべく職場討議をすすめてきた。また、産別制度要求については、長年の課題となつて産別最低賃金の解決に向けてのたたかい方や時間外割増や労災企業補償制度の確立など、全国港湾の産別課題についても討議をすすめてきた。

うことを決定した。

また、要求書の提出は中央、地方、支部の連署とし、3月1日(月)までに提出すること。ストライキ権の確立の確認は、全国港湾の要求、全港湾の要求について別々に確認することとし、3月1日(月)までにおこなうこと。労調法の手続きは、全事業所を網羅したうえで、全港湾統一要求(賃金引き上げ)について中央本部でおこなう。また、全国港湾の産別要求についても、中央本部が一括しておこなうことも併せて決定した。

各地方、支部は方針決定後、ただちに闘争体制を組み、要求書提出後、スト権については全港湾統一要求、全国港湾産別要求とで約95%という高い賛成率で確認された。中央本部は速やかに労調法申請を行ない、闘争体制を整えた。

②20春闘、全港湾の賃金交渉は3月15日〜19日を回答指定ゾーンとし各地方積極的に取り組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一部地方では殆どの分会において雇用調整助成金を受け給しており厳しい回答状況となっている。また、感染症対策として従来の交渉形式の変更を余儀なくされている所もある。また、交渉日程についても回答ゾーンの最終日となった地方が多いことから、全港湾の個別賃金回答集計の発表も22日以降にずれ込むこととなった。

③3月23日新型コロナウイルス感染症予防策を講じる中、第5回中央執行委員会を闘争委員会として開催し、第2回回答日に向けて山場の設定と解決のための春闘戦術を決定し、あわせて各地方・支部に対して妥結権の委譲を行った。

各地方・支部は21春闘解決に向け積極的に交渉を行ない、賃金引き上げ要求、65歳定年延長等の具体的前進を図ること。新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい情勢ではあるが、賃金引き上げについては、昨年妥結額以上を目指すこと。65歳定年延長要求等の解決のため、積極的に交渉を進め、4月9日

(金)までの解決を目指すこと。新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、妥結権については4月5日(月)以降、各地方・支部に委譲するが、中央本部との連絡を密にすること。

各地方・支部は回答が不満な場合は、4月10日(土)始業時より24時間ストライキを実施すること。これらの行動でも賃金引き上げ要求、65歳定年延長要求等が解決しない場合は、4月11日以降にさらなる行動を設定することとし、具体的には各地方闘争委員会を開催して決定することとした。

④4月5日に妥結権の委譲を各地方へおこなったが、5日以降妥結に至った分会は、東北地方で2分会、九州地方で7分会、沖縄地方で19分会となっており、妥結権委譲後も各地方・支部では粘り強いたたかが行われた。

4月8日時点での集計によると、有額回答が出された分会数は134分会で回答額の平均は2,703円となっており、有額回答の低さが表れている。

⑤解決目標である4月9日を迎えるなか、各地方・支部は春闘山場での交渉を行ってきた。依然として新型コロナウイルス感染症対策を取りながらの厳しい交渉となり妥結が遅れた分会もあった。

6月3日の最終集計では、闘争分会では、316分会中266分会(84%)に有額回答が示され、回答額平均は3,071円、率で1・06%となり、昨年同期と比べて、301円減となった。そのうち255分会(96%)が妥結し、妥結額平均は3,087円となり、昨年妥結額平均3,372円を285円下回る結果となった。

速報分会では、158分会中152分会(96%)に有額回答が出され、回答額平均で3,224円、率で1・11%となった。そのうち146分会(96%)が妥結し、妥結額平均は3,242円となり昨年の妥結額平均3,623円を381円下回る結果となった。

職種別での回答状況は、港湾の回答額平均が3,219円(昨年同時期3,703円)で昨年を484円下回り、トラックの回答額平均は1,894円(昨年同時期2,079円)で昨年を185円下回った。一般の回答額平均は2,629円(昨年同時期2,132円)となり、昨年を497円上回った。

また、昨年より新型コロナウイルス感染症への対応として各地方積極的に休業補償やワクチン接種・検査キットの購入などについて協議を重ね、東北地方・日本海地方・四国地方において協定を締結した。

(2) 全国港湾中央団交の経過  
①2月9日、第7回中央執行委員会と(全)第13回中央委員会が開催され、21春闘方針の確認がされた。

②2月17日、第1回中央港湾団交が開催され、組合側は、主旨説明を文書化し、時間短縮と正確に伝える目的で手交した。趣旨説明では認可料金復活への共同取り組みと、コロナ禍への対応、また、コロナ禍を理由に賃上げの抑制や人員削減を行わないこと、継続課題の解決促進などを強調した。そして、指定事業者の問題解決を今春闘で図ること、関連職種

の5・9協定実施、横須賀新港での問題、賃上げに誠意ある回答をしなければ、21春闘は解決しないことを特に強調した。また、ワクチン優先接種についての申し入れを同時に行った。業側は、1トとしてほしいとの提案があったが、組合側は、文書回答を拒否し、開催方法と場所は事務局間で調整することとし、次回3月9日13・30にすることを労使で確認して団交を終了した。

③3月9日、第2回中央港湾団交が開催され、業側の主だった回答内容では「石炭火力発電非効率施設の政府の削減政策については、港湾運送事業の業域や労働者の雇用・職域に大きく影響を及ぼさないよう、今後の労使政策委員会で議論を深

めていきたい」とや「新型コロナウイルス感染症にかかる産別休業制度(仮称)の創設については、国の補償制度を利用することとし、具体的な休業補償制度や感染症対策は各社対応したい」とし、港湾の検数・検定労働者の標準者賃金(2010年12月16日付協定)を時代に沿った協定に書き換える要求については、「今後、各社個別対応」との回答があり、現在の港湾産別協定の一方的破棄とも取れる回答に多くの抗議、発言があった。

④3月17日〜18日で21春闘中央行動が開催され、17日の午前中に立憲民主党・国民民主党とへ港湾の抱える問題や火力発電所廃止問題で陳情を行ない、午後からは国土交通省、厚生労働省との交渉をおこなった。さらに18日には消防庁交渉を行ない、資源エネルギー庁、経済産業省との交渉では地方港の代表者

より火力発電問題を力強く訴えた。

⑤3月24日、第3回中央港湾団交が13・30より開催された。組合側は団交開催前3月16日、22日とで行われた事務折衝の経過報告を受け、団交へと移った。冒頭、業側労務委員長より、「第2回中央港湾団交で組合側から指摘のあった項目について修正をおこなった」旨の発言があり、第2次回答の提示があった。組合側は出された回答について検討を行うとして、休憩を申し入れ内部検討をおこなった。そこでは、「認可料金制度復活に向けたプロジェクトチームでの目的を明確にすべき」と「石炭問題は政策が明らかになってからでは遅い、日港協は港湾の事業者団体として責任を持つべきだ」等の意見が出された。再開後、柏木委員長より、「修正の事実を受け止めるが、各項目とも小委員会や専門委員会での協議となっている。しかし今までのように小委員会での協議することを

もって今春闘の解決とはならない」として業側に再考を求めると同時に参加者からの発言を求めた。5名の参加者より再検討の意見を受けた業側は「再考する時

間と各委員会の開催の調整が必要」として次回団交の日程及び場所は事務局間で調整として交渉を終えた。

⑥4月15日、第4回中央港湾団交が開催され、業側から修正回答が出された。項目としては、適正料金・認可料金問題と新型コロナウイルス感染症対策、検数・検定の標準者賃金、関連事業者の産別協定の履行、各個人賃上げ、産別協定の編纂、労災企業補償、労使継続課題等であったが、組合側は修正回答について「まだ納得できない」として、内部検討のための休憩を申し入れた。内部議論では、一定の評価ができる課題もあるが、まだ、詳細を詰めるため長期休憩とし、再開団交を持つことを業側へ求めた。業側はこれを了承し、次回団交を4月22日に開催することとした。

⑦4月22日、長期休憩となっていた、第4回中央港湾団交が開催されたが、開始時間より業側の内部検討が長引く一方、その間も折衝が続いた。その後16時に再開された団交で日港協は「協定書(案)と「覚書(案)」を提示してきた。組合は内部議論の結果、21日開催の中央闘争委員会での確認内容や折衝での確認内容が含まれていることを確認し、16・30に合意を確認した。

(3) 継続課題の取り組み  
①定年延長の取り組みでは、高齢者再雇用制度を確立している分会数は、港湾分会196分会中、192分会で、トラック分会では54分会すべて、一般職分会でもすべての分会が確立している。しかしながら、賃金体系については月例賃金の50%以下の分会も見られることから、賃金条件の引き上げが必要となっている。

②労災企業補償上積み取り組みでは、依然として要求額との開きが見られ、特に4級以下の引き上げが重要となっている。制度確立のためワーキンググループを設置することを確認した。

③指定事業者問題では、4検のうち日検以外の3検で指定事業者から本体への移籍が進んでおり、日検だけが指定事業者の労働者を大量に抱える状況になっている。また、2020年4月1日に施行された「働き方改革関連法」により、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差が禁止されることとなり、検査事業労働者も指定事業者労働者の不合理な待遇差の解消が必要となることから、退職者の受け皿として発足した指定事業者の存在意義が無くなり、指定事業者労働者の検査事業本体への移籍が急務となっている。

全国闘争である指定事業者日興サービ

スに関しては、5月現在でも不合理な待遇差の解消に至っておらず、違法状態が続いていることから本体への移籍を原則とし、解決に向け4月22日に指定事業者に係わる中央団交覚書が交わされ、労使検数検定小委員会を軸に協議することを確認した。

④認可料金復活に向け労使共通の課題とし、「認可料金制度復活に向けたプロジェクトチーム」を設置することを確認した。

⑤新型コロナウイルス感染症は新たな課題を労働者に突き付けてきた。港湾・トラック産業は日本の経済・物流を支えている重要な産業であり、日々の労働を止めるわけにはいかない必要不可欠なエッセ

ンシャル・ワーカーであるにも関わらず、感染者や濃厚接触者に対する国の対策・補償は完全なものと言えず、一昨年から全港湾はいち早く休業補償の取り組みを示し、各地方・支部での取り組みをすすめてきた。各地方においてはコロナ感染症対策として検査体制や罹患した場合の補償など含め協定を締結した。

たたかいの総括  
全港湾21春闘では、港湾産別闘争と連動させ、雇用最優先とすると同時に、個別賃上げ及び労働条件引き上げを目指し、た

たかの方針で取り組みました。しかし、要求提出時には新型コロナウイルス感染症拡

大化を懸念し、労使双方が互いの利益を

守ることを前提として交渉を進め、

労使双方が互いの利益を守ることを

前提として交渉を進め、労使双方が

大にともない、感染予防対策から団体交渉も開催できない地方が出るなど、交渉自体が難しい状況でした。

また、物流産業に与えた影響も若干回復したにもかかわらず賃上げ交渉は厳しいものとなりました。

- ① 要求額は昨年同期の額・率以上とする。
- ② 要求書提出は6月上旬とし、解決目標を6月下旬とする。
- ③ 要求書の作成、争議予告の手続きは各地方・支部でおこなう。

各地方支部は新型コロナウイルスから組合員の命を守るため、感染予防の対策を十分に取らなから、書面回答や交渉人数を少人数にしぼるなど工夫を凝らしながらの交渉を積極的にすすめました。交渉では我々労働者の要求にこたえるための原資、すなわち料金がもたらえていないことも各地で見られ、残念ながら昨年の妥結額平均を下回る額での妥結を余儀なくされた分会もありました。21春闘は、あらためて認可料金制度復活の重要性が求められた春闘でした。認可料金制度復活は港湾産別労使での取り組みが必要です。いま以上に労使関係の強化を目指し、賃金引き上げ、労働条件の引き上げに取組まなければなりません。

地方	要求額	回答指定日
北海道	分会ごと	分会ごと
東北	分会ごと	3ヶ月(分会ごと)
6月14日	6月23日	
日本海	70万円	
6月1日	6月29日	
関東	85万円以上	
6月2日	6月11日	
東海5支部	昨年以上	
2月26日	支部ごと	
名古屋支部	92万円	
5月14日	6月18日	
関西	90万円	
阪神支部	90万円	
6月1日	6月15日	
大阪支部	90万円以上	
6月2日	6月25日	
神戸支部	昨を下回らない額	
6月8日		
築港支部	3ヶ月以上	
6月11日	7月3日	
建設支部	分会ごと	
分会ごと		
四国	80万円	
6月4日	6月17日	
九州		
関門支部	90万円	
6月10日	6月23日	
小倉洞海	80万円	
6月10日	6月23日	
博多支部	65万円	
6月10日	6月23日	
長崎県支部	3ヶ月以上	
6月10日	6月23日	
鹿児島支部	65万円以上	
6月10日	6月23日	

## 2. 回答状況及び妥結結果

(1) 7月15日の最終集計では、速報分会で146分会中124分会に有額回答が示され、回答額平均は492,822円となっており、そのうち妥結した分会は113分会で妥結額平均は497,906円となっており、昨年同期を16,994円上回っている。

(2) 闘争分会では、299分会中244分会に有額回答が示され、回答額平均は475,885円となっており、そのうち妥結した分会は228分会で妥結額平均は470,567円となっており、昨年同期を5,318円上回っている。

(3) 職種別で見ると、港湾の回答額平均は510,790円で昨年同期を12,266円上回り、トラックは回答額平均338,389円で昨年同期を8,839円下回り、一般では回答額平均330,558円で昨年同期を22,155円下回っている。

## 4. 全国港湾加盟単組の回答状況

(前年比+4,797円\*集計対象が違うため集計結果は整合しない)と昨年を下回る結果となった。

(1) 日港労連は、現在、各地区統一交渉中であり、集計が出ていない。

(2) 検数労連は、6月29日の第5回一時金交渉にて、全日検が430,063円+α(前年比+46,118円)、日検が446,036円(前年比+9,057円)の回答が出され、これ以上の修正を引き出すことは困難と判断し、機関討議に入ることを確認している。

(3) 検定労連は、海事検定職組が6月25日に720,000円(組合員平均)で妥結し、シンケン労組も6月25日に440,000円(組合員平均)で妥結している。

(4) 大港労組は、6月21日の第3回船内統一交渉において、春闘とともに夏季一時金503,000円とコロナ協力金10,000円(一律支給)で妥結している。

(5) 全倉運は、6月25日現在、平均回答額として、単純平均で631,290円(対前年比+11,972円)2・323ヶ月(対前年比+0・049ヶ月)となっており、加重平均では、701,236円(対前年比+1,590円)2・534ヶ月(対前年比+0・016ヶ月)となっている。

(6) 全日通は、年間一時金3・2ヶ月(夏1・819ヶ月・冬1・681ヶ月)で妥結している。

## V. 主な闘争課題の取り組み

1. 合理化反対、雇用保障制度のたたかい

(1) 労働者供給事業について  
① 6月11日、鹿児島支部事業所において労働者供給事業の改善について協議をおこなった。規約及び協定書や帳票類の不足や未整理等々も見受けられた。今後、早急に適正な運営をすすめていきたいとした。

(2) 労供労組協関係について  
① 11月11日、労供労組協四役会議がリモートで開催され、真島委員長が参加した。

② 6月14日、労供労組協4役会議がリモートで開催され、7月21日に開催を予定している総会について協議した。

- (3) 10月23日、第146回制度専門小委員会が開催され、新規登録に係る申請他について審議をおこなった。また、その他として委員の変更について「港湾年金不支給訴訟」について経過報告を受けた。
- (4) 12月1日、第34回能力開発専門委員会が開催され、①港湾技能研修センターの運営状況について、②令和3年度の研修計画について議論を行なった。全港湾選出委員については松谷次長が確認された。
- (5) 2月5日に予定されていた第147回制度小委員会は書面持回りにて開催され、通常の議題についてと港湾年金の税務処理についての報告があった。
- (6) 3月1日、予算説明会が開催され、第26回理事会・評議員会の事前説明を受けた。
- (7) 3月11日、第26回理事会が開催され、①役員等の選任について、②令和3年事業年度計画(案)及び収支予算(案)について協議をおこなった。①については全港湾より新たに松谷次長が理事として確認された。
- (8) 4月22日予定であった制度専門小委員会は蔓延防止対策が出されていることから、通常の議題であることから、書面審査で開催され、すべての議題について承認された。
- (9) 6月10日、安定協会第27回理事会・評議員会が開催され、すべての議題について承認された。

## 3. 各労働団体の回答状況

(1) 経団連は6月25日、大手企業の2021年夏季賞与(ボーナス)の1次集計結果を発表した。回答した104社の平均妥結額は841,150円と、20年夏と比べ7・28%減少した。夏としては3年連続の減少で、リーマン・ショック直後の09年夏(約19%減)以来の下げ幅で、新型コロナウイルスによる業績悪化の影響で幅広い業種で下がった。

(2) 連合の21春闘生活闘争第7回最終集計(7月5日発表)では、年間型の一時金回答は月数で4・62ヶ月(前年比-0・17ヶ月)、金額で1,520,124円(前年比-113,557円)となっており、季別の回答額は月数で2・18ヶ月(前年比-0・04ヶ月)、金額で660,249円

## 2. 労働安全衛生と福利厚生充実のたたかい

(1) 中央労災職業病対策会議について  
労災企業補償において統一協定化を目指すし、中央執行委員会での議論を行なってきたが、現状では地方ごとで考え方に開きがあることから統一協定化は見送っている。しかし、労働者にとって大変重要な課題であることから、各地方担当者での開催を予定していたが、新型コロナウイルスの影響で開催には至らなかった。

(2) 中央安全専門委員会について  
3月18日、全国港湾労働安全専門委員会が開催され、①コンテナ多段階積み荷役対策について、②災害からの避難対策について、③新型コロナウイルス感染症対策について、④放射線健康診断について、問題点の洗い出しや対策について議論した。

## 3. 労働者の権利確立と組織攻撃に対するたたかい

検数事業体において検数労働者としての権利と差別的な扱いが続いている。問題解決のために3月24日開催の第6回中央執行委員会において指定事業体闘争(日興サービス分會)を全国闘争として確認した。

4. 労働者ならびに国民的諸課題のたたかい

運動方針に基づき、地域での労働組合や諸団体との連携、共闘を目指すこととして取り

## IV. 夏季一時金闘争

### 1. たたかいは経過

(1) 要求額の設定  
夏季一時金闘争は、第5回中央執行委員会において議論をおこない、昨年同期の額・率以上とするを基本に下記の確認をおこない、各地方・支部でのたたかいをすすめました。

地方	要求額	回答指定日
北海道	分会ごと	分会ごと
東北	分会ごと	3ヶ月(分会ごと)
6月14日	6月23日	
日本海	70万円	
6月1日	6月29日	
関東	85万円以上	
6月2日	6月11日	
東海5支部	昨年以上	
2月26日	支部ごと	
名古屋支部	92万円	
5月14日	6月18日	
関西	90万円	
阪神支部	90万円	
6月1日	6月15日	
大阪支部	90万円以上	
6月2日	6月25日	
神戸支部	昨を下回らない額	
6月8日		
築港支部	3ヶ月以上	
6月11日	7月3日	
建設支部	分会ごと	
分会ごと		
四国	80万円	
6月4日	6月17日	
九州		
関門支部	90万円	
6月10日	6月23日	
小倉洞海	80万円	
6月10日	6月23日	
博多支部	65万円	
6月10日	6月23日	
長崎県支部	3ヶ月以上	
6月10日	6月23日	
鹿児島支部	65万円以上	
6月10日	6月23日	

### 5. たたかいは総括

2021年夏季一時金闘争は、新型コロナウイルスの収束が見えない中、厳しいたたかいを余儀なくされました。単純にコロナの影響が出ていた昨年との比較はできませんが、金額的には港湾職種においては昨年同期を上回ることが出来ました。しかしトラック職種において、特にバス、タクシー関係でコロナの影響をもちに受けた結果となりました。また、地方別ではほぼ昨年同額で妥結する地

組んできたが、新型コロナウイルスの影響により、積極的な取り組みは出来ず、署名活動にとどまった。

5. 反戦、反核、平和と民主主義、環境を守る たたかい

- (1) 被爆75周年原水禁大会
(2) 8月15日、戦争犠牲者追悼、平和を誓う8・15集会が例年通り千鳥ヶ淵で開催された。
(3) 9月26日、JCO臨界事故21周年集会が開催され、ひたち支部から4名が参加した。
(4) 10月1日、原子力空母母港化反対横須賀全国集会が開催された。
(5) 1月12日、2021年のフクシマ連帯キャラバン実行委員会が開催され、コロナ感染症拡大に伴い基本的には従来通りのキャラバン行動(一昨年前までの行動)では開催困難である。
(6) 「憲法理念の実現をめざす第56回護憲大会」が11月7日から8日までで開催され、関西地方より1名が参加した。

(7) 3月13日、フクシマ連帯キャラバン実行委員会においてコロナ感染症拡大を考慮しキャラバン行動を自粛することとし、全国的に3月をフクシマ連帯月間として各地に呼びかけるとしました。
(8) 3月27日、福島原発事故10年さようなら原発首都圏集会が日比谷公園大音楽堂で開催された。
(9) 4月7日、フォーラム平和・人権・環境第3回常任幹事会が開催され、第23回総会の議決方法について、2020年度活動経過報告・2021年度運動方針(案)について、予算(案)について、当面するとりくみについてなど決定した。
(10) 4月23日、フォーラム平和・人権・環境第23回総会及び原水爆禁止日本国民会議第97回全国委員会が開催された。

のたたかい
政府は昨年7月に二酸化炭素(CO2)を多く出す非効率な石炭火力発電所の9割を、休止の対象とする方針を固めた。
114基ある非効率発電所のうち、100基程度を、2030年度までに段階的に休止したいと表明した。

石炭荷役が減少する可能性が非常に高く、地方港においては石炭取り扱ひ事業を主としている支部もおおく、事業存続、しいては雇用問題に大きく影響を及ぼす課題と捉え政策課題として取り組んだ。
各地方に情報提供を求め、課題を整理し、経済産業省資源エネルギー庁への交渉及び意見交換を開催しながら港湾運送の現状並びに石炭荷役減少に伴う影響など訴えた。

としている。それに対し、東北運輸局が出してきた条件「ガントリークレーンの使用許可など」がこれまでのルールで制限されると、港湾の秩序を独禁法違反として公共取引委員会に訴えた。これは、これまで港湾の秩序を維持してきた様々なルールと慣行に大きな影響をもたらすものとして、断じて許すことはできない。
横須賀新港におけるフェリー就航に係わるたたかい
横須賀市のポートセールスによって、2018年12月に上地克明市長がフェリー会社のSHKライングループの誘致を発表。21年7月から約1万6千トン級のフェリーが2隻体制で横須賀港と福岡県北九州港を運航するとした。

このフェリー航路新設をめぐる、その発着地となる横須賀新港ふ頭で輸出自動車の荷役にあたる港湾運送会社が20年10月14日、同港を管理する横須賀市を相手取って行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を横浜地裁に起こした。
10月28日に、全国港湾は日港協に対して、新規航路開設に係る諸問題について、労使協議体制を整えることなど「新規フェリー航路に係る諸問題に関する申し入れ」をおこなった。
「フェリー問題に関する港運5団体への説明会」が開催され、その中で、横須賀市は、「無理な新港埠頭の共同利用を要請するのみ」で横須賀市はフェリーの就航は決定事項との態度に終始した。また、産別協定やフェリー確認書についても関係ないとした。

5月10日に第3回説明会を開催した。初めてフェリー側の出席があったが、あくまでも説明のための出席であって協議に依るものではないとの立場であった。
5月29日に、日港協に対し、フェリー問題に関して「行動の自由を留保する」通告を行った。また横須賀市もフェリー会社も協議に応ずる姿勢がなく、労働組合としての諸行動、ストライキを含む行動の自由を留保するとともに、解決まで取り組むことを通告し、合わせて、国土交通に対して、雇用問題に関する申し入れを行った。
横須賀港運関係団体が横須賀市長あてに、「フェリー就航計画に伴う説明会」への担当者派遣を要請(5月20日)した。
その内容は、具体的(詳細な動線・駐車画面等)説明及び質問に対する回答、また、調整もされないまま7月の就航を強行されるようとしており、「共存」「安全」「住民環境」に係ることは、就航する前に関係者への調整と回答が必要であり、「フェリー就航計画に伴う説明会」への責任ある担当者派遣を要請した。
5月27日に、神奈川港運協会と横須賀港運協会が国交省港湾経済課に、現在の状況説明と救済を求めた。国交省は、神奈川協会を要請を受けて横須賀市に対して「国が関与する」ことを公式に市長に連絡した。そのうえで三者協議(市・事業者・国)の設定を提起し、このことが合意できたら、協議のための準備を要請した。
全国港湾第4回中間で、抗議行動を6月3日に横須賀市内で行うことを確認した。同時に、様々な関係者が解決に向けて動くことが想定されることから、その動きを見定めながら臨機応変に対応することとした。6月1日に、横須賀新港埠頭地区の利便性について、旅客フェリー就航計画に対して、一部関係者より、国土交通省港湾局に対して、協議の場の設置を要する要望が行われた。横須賀港の発展に必要な取り組みが進まないことは、当事者はもとより、地域社会にとっても大きな損失であり、可能な限り、そのような事態の発生を回避するため、広く関係者が努力していくことが望ましいと思われるため、国土交通省港湾局は、横須賀市及び横須賀港運協会に対し、協議の場を設置することを提案し、了承された。その結果、市と港運事業者、立会人を国土交通省とする「横須賀港利用振興協議会」の設置が確認されたことを受けて、6月8日開催の第5回中間において6月3日の抗議行動を延期し、当面三者協議の動向を見守りつつ、抗議行動をはじめとする行動体制は維持することを確認した。
7月9日、「横須賀港利用振興協議会」において『基本合意』されたが、今後の経過を確認しながらフェリー協定をもとにしたたたかいを進めなければならない。
全国港湾のたたかい
10月15日、第2回中央執行委員会が開催され、主に①20年度の執行体制、②RTG遠隔操作、③大会提起課題と20秋年末闘争課題等の検討をおこなった。
10月26日、常任中執が開催され、RTG遠隔操作導入の確認書(案)についてと労使政策委員会への対処等について検討をおこなった。同日、第2回指定事業体部会が開催され、行政交渉の経過と今後の進め方について検討をおこなった。
10月28日、日港協へ横須賀フェリー問題に関する申し入れをおこなった。同日、第3回拡大中央執行委員会が開催され、RTG遠隔操作導入に関する確認書(案)について検討を行い、加筆提案を受けたうえで確認書(案)について承認を確認した。また、日港協より提起されている年末年始例外荷役について、労使政策委員会で正式に受けたのち機関会議に諮ることを確認した。
10月29日、港湾の自動化・機械化に関する労使協議会が開催され、拡大中央執行委員会で加筆提案された「本確認書に基づき」の挿入を確認し、確認書を締結することで合意に至った。同日、労使政策委員会が開催され、日港協より①年末年始例外

区再選挙、北海道衆院北海道2区補選が4月25日に投票され、三選挙区とも野党が勝利した。今年、予定されている衆議院選挙への弾みとなった。

6. 選挙闘争のたたかい

- (1) 非効率発電所休止に伴う石炭荷役問題
1. たたかいの経過
(1) 非効率発電所休止に伴う石炭荷役問題
(2) 秋田港における洋上風力発電機材の荷役問題及び独禁法問題についてのたたかい
(株)が港湾の規制緩和が全港適用となった2006年、秋田港に新規参入をめぐろんだ。全国闘争となり三波にわたる全国ストライキが行われたが、その後、「既存の貨物に手を出さない」という前提で港湾運送事業の限定許可の付与という形での決着とならざるを得なかった。
その後、能代運輸は幾度かの追加参入をしようとしてきたが、全国港湾、東北港湾、地元秋田県港湾の一体となった取り組みで、協定によって参入を制限してきた。
しかし、今年5月「洋上風力発電用風車部材」揚げ荷役を強行しようとしたため、すぐさま、東北地本全支部からの動員と全港湾中央本部、全国港湾からの参加で東北運輸局への抗議行動を展開した。東北運輸局は対応のまずさを謝罪し、既存の事業者が荷役を行うことで決着した。
能代運輸は秋田港への全面参入の動きを止めていない。現在、港湾運送事業の限定許可を解除し、無限定の事業許可にしようとしている。それに対し、東北運輸局が出してきた条件「ガントリークレーンの使用許可など」がこれまでのルールで制限されると、港湾の秩序を独禁法違反として公共取引委員会に訴えた。これは、これまで港湾の秩序を維持してきた様々なルールと慣行に大きな影響をもたらすものとして、断じて許すことはできない。
横須賀新港におけるフェリー就航に係わるたたかい
横須賀市のポートセールスによって、2018年12月に上地克明市長がフェリー会社のSHKライングループの誘致を発表。21年7月から約1万6千トン級のフェリーが2隻体制で横須賀港と福岡県北九州港を運航するとした。
このフェリー航路新設をめぐる、その発着地となる横須賀新港ふ頭で輸出自動車の荷役にあたる港湾運送会社が20年10月14日、同港を管理する横須賀市を相手取って行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を横浜地裁に起こした。
10月28日に、全国港湾は日港協に対して、新規航路開設に係る諸問題について、労使協議体制を整えることなど「新規フェリー航路に係る諸問題に関する申し入れ」をおこなった。
「フェリー問題に関する港運5団体への説明会」が開催され、その中で、横須賀市は、「無理な新港埠頭の共同利用を要請するのみ」で横須賀市はフェリーの就航は決定事項との態度に終始した。また、産別協定やフェリー確認書についても関係ないとした。
横須賀市は早い段階から、港を使用して既存の港運事業者とフェリーが共存出来るかと言いつつ、組合は、横須賀市は何をもって共存できるのか、現在、既存の港運事業者は業務縮小、停止または廃業になる、そして地域住民への「環境問題」この状況をどう考えているのかを質した。横須賀市は、もともと狭い埠頭面積なので共用利用してもらえない、昼間と夜なので問題はない、住み分けで対応

VI. 港湾労働者の取り組み

1. たたかいの経過

(1) 非効率発電所休止に伴う石炭荷役問題

荷役の取り扱いについて、②20春闘による労使政策課題について提案された。組合側からは、20春闘継続課題に加え、①指定事業体問題、②横須賀新港のフェリー問題について提案を行い、協議をおこなった。

1月12日、第4回中央執行委員会が開催され、都労委における不当労働行為の第3回調査について報告を受け、①RTG遠隔操作導入に関する当面の取り組みを確認し、応募した駿河、神戸の地区における2企業が判明した。②年末年始特別例外荷役については、了承を確認した。③労使政策委員会の経過と取り組みについて確認した。④20秋年末の中央行動の確認と21春闘準備について草案が提出された。⑤能代運輸が秋田県に対し独禁法にあたるとして公取委へ提訴したことが報告された。

12月18日、労使政策委員会が開催され、日港協から、①東京港のゲートオープンについて、②労災企業補償に関する実態調査結果について提起され、①持ち帰り機関会議にかける。②引き続き協議を行うことを確認した。組合側からは、①指定事業体問題での小委員会の開催できない理由の文書回答を求め、②認可料金の取り組みでの具体化は、③石炭火力発電問題での日港協の対応について、④横須賀新港フェリー問題について、⑤コロナ禍の対する休業補償について、⑥安心・安全の課題について、⑦関連職種の労使協議について問題提起を行ない、①日港協は事情の把握・実情の把握が出来ていないとして、文書回答ができる状況ではないとしたが、回答を出す時期にきているとも付言した。②検討中である。③課題として持ち帰り検討する。④特にコメントなし。⑤何らかの対策を講じる努力を表明した。⑥検査体制と労災企業補償課題は専門委員会と協議し、努力していくことを表明した。⑦日港協整備部会労使意見交換会の開催申し入れを受けた。また、新たな提案として、リモートでの会議開催を提起されたが、組合側は、否定するものではないが、必要ならば応じるが基本的には相対で行うべきと表明し終了した。

12月18日、国交・厚労省政策懇談会が開催され、国交・厚労省より、「RTG遠隔操作はクレーン資格が必要」「遠隔操作そのものの資格や講習は「遠隔操作報告があり、石炭火力発電所問題について、意見交換をおこなった。また、指定事業体部会より国交・厚労省に対して現状の認識を質し、意見交換をおこなった。

1月12日、常任中執及び第6回中央執行委員会が開催され、第6回中央執行委員会が開催され、検討事項として①第13回中央委員会の開催について、②当面する課題について、③海難船の視察について、④大阪万博に向けた社会実験について、⑤国土交通労組からの署名取組み要請について協議をおこなった。

1月13日、全国港湾と港運同盟は、非効率石炭火力発電施設削減政策に関して、資源エネルギー庁に対する申し入れと協議を行った。協議では、政府の政策によって雇用問題が起きるとの強い懸念を主張し、今後もこのような協議を継続することを確認して終了した。

2月15日、常任中執が開催され、第13回中央委員会を踏まえた当面の取り組みと①ワクチンの優先接種の折衝について、②横須賀新港へのフェリーの就航問題について、③都労委での証人審問の速記録についての報告を受け検討事項に入った。検討事項では、①21春闘中央港湾団交について、趣旨説明は文書でもっておこなうことを確認した。②21春闘諸行動については、行政交渉の準備と政党申し入れに取り組みを確認した。③ゲートオープン（東京港、横浜港、川崎港、大阪港）については、労働者への負担となっていないかの地区労使の検証を求めることを前提に承認するとした。

2月17日、事前協議が開催され、荷主・ユーザー等が港湾地域に倉庫・物流施設を建・増設し、稼働する事業1件、革新船に係る事前協議議事案（重要案件4件、軽微案件51件）について協議をおこなない、施設案件については承認し、革新船1件につ

いては地区協議に下ろし、中央で再確認することとした。また、横須賀新港のフェリー問題については、中央事前協議課題として扱うことを求めたが、日港協は場所を変えて改めて協議したいとしたため組合は提案を受け協議することの確認をおこなった。

4月5日、21春闘要求課題の一つでもある、オリ・パラ開催時の東京港の対応について、GW明けのトライアルも含めて東京港運協会から説明があった。組合側は産別協定に抵触する、コンテナゲートオープン自体は時間的な問題でクリアできたとしても、月3回までとする徹夜作業についても、時間外労働時間に関しての2点を守るには絶対数の労働者が足りていないのではないかと指摘した。東京港運協会は、過重労働になった時点で通常作業に戻すことを説明したが、現状に無理があり、このまま地区港湾協議に移すことは出来ないとして、これを受け東京港運協会は再検討を行うとして説明会を終えた。

4月6日、「横浜港寄港サービス」の南本牧ふ頭移転に伴う着岸サービス追加」について、地区での作業体制の協議報告を受け、確認書（案）を確認するとともに、「具体的保障の担保策が明らかになり、それを検証する体制」が確立できたとして、地区へ了承出来ることを報告し、あらためて中央事前協議委員会で協議することを確認した。

4月6日、東京港運協会より、再度説明を行いたいとの申し入れがあり、事前協議メンバーを中心に説明を受けた。協会は「本日補足説明を行い、地区への説明を行いたい」として、各ターミナルの具体的な対応について説明があった。組合は「産別協定に抵触する部分もあり、地区へは下せない」として、港運協会としてどういった対策をとるのか、取扱本数など数値的な分析が必要などを質した。協会はそういった意見を東京港の港運事業者や元請部会等へ報告するとともに、中央港湾団交においても責任ある発言を促した。組合は「地区への説明の範囲であれば了承する」として、地区での意見も踏まえ検討するように要請をおこなった。

4月8日、検数・検定小委員会が開催され、①標準者賃金協定の改定について、②週休二日制の定義について、③指定事業体労働者の本体への移行について協議をおこなった。組合は①春闘要求である適用の協定を35歳のみにすることを求めたが、業側は「時世にあっている部分もあるが、改定を行うかどうかも含め継続協議したい」との回答だった。②について、組合は、「各事業者労使間ですめられていることは理解するが、労基法上の最低基準であり、産別協定の水準とはなっていない。代休や割り増しなど制度を拡充するべきだ」と求めた。協会は「本日の協議課題とは思っていなかった」として、これも「継続協議」との回答だった。③については、「産別加盟の労働者だけでも本体へ移行するべきだ」との表明をおこなったが、業側は「提案については検討したい」との回答に留まった。組合は「本日の開催は一歩前進と考えるが、すべての回答について不満であり、4月15日の中央港湾団交で経過と不満であることを表明する」として、小委員会を終了した。

4月13日、関連職種労使意見交換会が開催され、21春闘の平和裏解決のために関連職種の週休二日制などの環境整備が争点になっていることを強調したうえで週休二日制の導入に向けての協議をおこなった。

4月15日、第4回中央港湾団交が開催され、業側から修正回答が出された。項目としては、適正料金・認可料金問題と新型コロナウイルス感染症対策、検数・検定の標準者賃金、関連事業の産別協定の履行、各個別賃上げ、産別協定の編纂、労災企業補償、労使継続課題等であったが、組合側は修正回答について「まだ納得できない」として、内部検討のための休憩を申し入れた。内部議論では、一定の評価ができる課題もあるが、まだ、詳細を詰めないといけない課題

があり、時間を設けるため長期休憩とし、再開団交を持つことを業側へ求めた。業側はこれを了承し、次回団交を4月22日に開催することとした。

4月21日、検査・指定事業体合同部会が開催され、労使検数検定小委員会の報告を受け、①標準者賃金の考え方について、②週休二日制の履行について、③指定事業体課題についての協議をおこなった。

4月21日、第2回中央闘争委員会が開催され、第4回（続開）中央港湾団交への対応について協議をおこなった。前進するものもあるとの理解のもと、特に、指定事業体問題での日港協のあり方をどうするかについて議論され、日港協提案の「覚書（案）」は中央港湾団交前に合意することが強調された。

4月22日、長期休憩となっていた、第4回中央港湾団交が開催されたが、開始時間より業側の内部検討が長引く一方、その間も折衝を続けた。その後16時に再開された団交で日港協は「協定書（案）」と「覚書（案）」を提示してきた。組合は内部議論の結果、21日開催の中央闘争委員会で確認内容や折衝での確認内容が含まれていないことを確認し、16:30に合意を確認した。

4月23日、国交省意見懇談会が開催され、①行政処分状況について、②港湾労働者不足に関する実態調査結果について、③外来トレーラーの実証事業について、④その他について懇話会がもたれた。また、この懇話会を続けていくとの考えから、本日の会を「第6回港湾労政懇話会」とすることを確認した。

4月27日、賃上げ共闘会議が開催され、各単組春闘状況と21春闘協定での取り組みの確認をおこなった。また、今後の予定として、各単組の定期大会、来年度の中央委員会の日程調整をおこなった。

5月13日、横須賀新港へのフェリー就航による雇用と職域の問題について、日港協へ協議の申し入れをおこなった。組合側はフェリー協定がある以上フェリー船社に申

請を出させること、問題解決のためにフェリー船社や横須賀市との協議の場の設定を申し入れたが、協会は「何ができるかを模索する」との回答だったため、組合側は「できなければ行動の自由を留保する」となることを表明した。

5月14日、ONE事前協議労側打合せを開催し、各地区港湾における影響について各地区から報告を受けた。今後の対応については、「港湾の側にだけしわ寄せをさせないこと」、「ONEの毎年の改編に反すること」、「一定期間の実績を検証すること」、「中央・地区並行協議とし、検証すること」が確認された。5月14日、神奈川県港運協会と横須賀港運協会へ横須賀新港へのフェリー就航による雇用と職域の問題について、日港協への申し入れ経過を説明し、問題解決のための協議をおこなった。

5月19日、第10回中央執行委員会が開催され、①21春闘協定の印刷、②国土交通省との政策懇談会、③RTGに係る名古屋地区での押印作業の終了、④中央事前協議に係る件、⑤秋田港における「風力発電用風車」荷役問題、⑥国際連帯・ITFの取り組みについて報告を受け、次の検討事項での確認をおこなった。①横須賀新港フェリー問題について、日港協に対してのスト通告、国交省に対して申し入れ、港運同盟に対して協力要請、神奈川県港運協会に対して横須賀市長との協議の場を設定する旨の文書申し入れを確認した。②一部の事業者による、年末年始の産別協定不履行問題について、今般当該事業者から産別協定を順守するとの回答があったが、回答は文書で受け取る必要があることから、文書回答をもって解決することを確認した。③21春闘合意を踏まえた取り組みについて確認をおこなった。④21春闘総括（案）及び、経過報告（案）提案され、5月27日予定の中執での再討議が確認された。

5月20日、横須賀新港へのフェリー就航による雇用と職域の問題について、第10回中央執行委員会の確認に基づき、日港

協に対して「ストライキを含む行動の自由を留保する通告」、国交省に対して「港湾労働者の雇用問題に対する申し入れ」をおこなった。20日、臨時(ONE関係)中央事前協議会が開催され、5月14日の労働側打ち合わせで確認された事項を申し入れ、事前協議委員会は、各地区での協議が整った段階を見ながら、再度中央事前協議委員会を開催し、確認作業を行うことを確認した。

## 2. たたかいの妥結内容と総括

20年度の港湾産別における運動の取り組みとしては、一定の前進が図られました。しかしながら非効率発電所の廃止に伴う石炭荷役の雇用問題、RTG遠隔操作など港湾における自動化・機械化問題、横須賀新港のフェリー就航問題、秋田港における独禁法問題など課題が山積しており、今後のたたかいが重要となっています。

正常な労使関係を求め、認可料金制度復活の取り組みを急がなければなりません。そのためには、地方・支部との密な連絡や議論を重ね、港湾産別運動に取り組む必要があります。

## VII. 港湾労働者の政策課題の取り組み

### 1. たたかいの経過

- (1) 秋年末中央行動  
11月18日～19日にかけて全国港湾20秋年末中央行動をおこなった。国交省、厚労省、15日には経済産業省、外船協、日本貿易会と交渉をおこない「港湾政策並びに港湾労働に係る申し入れ」、「港湾労働政策に関する申し入れ」をおこなった。
- (2) 21春闘中央行動  
3月17日～18日で21春闘中央行動が開催され、17日の午前中に立憲民主党・国民民主党とへ港湾の抱える問題や火力発電所休止問題で陳情を行ない、午後からは国土交通省、厚生労働省との交渉をお

こなった。さらに18日には消防庁交渉を行ない、資源エネルギー庁、経済産業省との交渉では地方港の代表者より非効率火力発電所休止問題を力強く訴えた。

### 2. たたかいの妥結内容と総括

新型コロナウイルスの影響下ではあったが、全国港湾は港湾で働く仲間のために、如何に感染症から守るかを取り組んできました。全国の港湾で働く仲間の声を集め、何が出来るのかを協議し、国交省には「検疫強化と感染予防対策」を求め、厚労省へは休業を余儀なくされる事業者と労働者への「補償制度の拡充」求めました。エッセンシャル・ワーカーとして相応な対策を求め、港湾物流の安心・安全を目指すことが求められています。

また、各政党とも有意義な意見交換ができた所ではあるが、政策実現のため更なる連携強化を図らなければなりません。

## VIII. 海コン・トラック・バス労働者の取り組み

### 1. たたかいの経過と総括

- (1) 12月9日、海コン・トラック・バス合同対策会議担当者会議を開催し、トラック協会が開催した「一般貨物自動車運送事業に係わる標準的な運賃の届出に向けて」の普及セミナーについて、趣旨・目的の全体像や労働環境の改善など報告・説明を受けた後、今年度の取り組みについて対策会議の開催について、2021年要請書案の検討について協議した。
- (2) 海コン・トラック・バス・タクシー合同対策会議  
6月24日～25日(木)合同対策会議を開催した。一日目は講師として運輸労働中央副執行委員長、世永正伸氏より「トラック運輸産業の政策課題」「コロナ禍での組合活動」「トラック運輸産業の現状と課題」「働き方改革関連法への対応」「貨物自動車運送事業法改正への対応」「自働車運

転者の『改善基準告示』の見直しへの対応」の学習会を中心に行った。今回は時間的猶予がなく分散会は出来なかったが、トラックに関わる具体的な運動方針を策定すべきとの多くの声があった。まずは、実態調査を行い各地方支部においてどのような労働条件(賃金など)になっているのか調査を始めると確認し、その調査結果をもとに課題を見つけて制度政策(案)を模索しようとする確認した。また、20春闘に提出する要請書の案について持ち帰り検討することとなった。

## IX. 組織強化と拡大の取り組み

### 1. 組織現勢と動向

- (1) 2021年7月1日現在で、全港湾中央登録人数は10,233名となりました。2020年7月時点の9,945名と比べると288名の増加となりました。各地方支部の取り組みもあり、また、既存の分会・組合員を守る取り組みの成果とも言える目標である10,000名には達しました。特に今年度は東北地本と沖縄地本での取り組みが登録人員を伸ばしました。
- (2) 全国の地方本部、支部、分会の推移は、地方本部で9地方本部、支部は47支部(前年47支部)となっています。期首では前年の420分会から405分会となっ

ています。

労災職業病の発生件数においても常に上位である自動車運転者の長時間労働改善は急務である。そのためには、適正な料金収受を求め「取引環境・労働環境」の改善をはかるための取り組みを強化しなければならない。

### 2. 組織強化の取り組み

## X. 共闘の強化、国際連帯、政党との連携の取り組み

### 1. 共闘の強化

- (1) 全国港湾  
正常な労使関係を求め、認可料金制度復活の取り組みを急がなければなりません。そのためには、地方・支部との密な連絡や議論を重ね、港湾産別運動に取り組まなければなりません。
- (2) 海コン協  
一部の地区港湾においてはFOC・POCキャンペーン等の取り組みは行っていますが、海港協としての共闘は出ていない。今後も、各地区港湾の取り組みを大切にしなが

が、多くのさようなら原発を願う人々が参集した。全港湾からは中央本部と北海道地方本部、東北地方本部が参加した。

### 2. 国際交流と連帯行動

- (1) 10月6日、交運労協第36回定期総会が開催され、真島委員長が幹事、松谷事務局長が退任し、新たに松永書記長が幹事に就任した。
- (2) 従来通りの政策・制度要求および予算概算・税制要望活動とともに、昨年から続くコロナ感染症拡大によって壊滅的な状況にあるバス・タクシー・鉄道・航空・観光を中心に6次にわたり国土交通省はじめとする各省庁および政党に緊急要請をおこなった。
- (3) 6月30日、第26回交通運輸政策研究会を田町交通ビルにて開催した。今回の集会は、コロナ禍を踏まえ、平日開催としたうえで規模も縮小し、構成組織・地方交運から約90名が出席して開催され、国土交通省久保田雅晴公共交通・物流政策審議官が「交通運輸における国土交通省の取組と今後の方針」と題して行

の方向性について説明がされた。続いて「コロナ禍対策の取り組み報告および問題提起」を行った後、パネルディスカッションが開催された。

平和フォーラム

### 3. 憲法理念の実現をめざす第56回護国大会

## XI. 今後の展望

### 1. 今後の展望

- (1) 8月4日～6日、原水禁広島大会、8月7日～9日、原水禁長崎大会、8月12日、原水禁福島大会がそれぞれ開催されたが、今回は新型コロナウイルス感染症の影響により、インターネットを駆使してのライブ配信の形で開催された。
- (2) 9月26日、JCO臨界事故21周年集会が開催され、ひたち支部から4名が参加した。
- (3) 「憲法理念の実現をめざす第56回護国大会」が11月7日から8日まで滋賀県で開催され、関西地方より1名が参加した。
- (4) 3月27日、福島原発事故10年さようなら原発首都圏集会在日比谷公園大音楽堂で開催された。感染防止対策として1,300人に収容制限がかけられた

が、多くのさようなら原発を願う人々が参集した。全港湾からは中央本部と北海道地方本部、東北地方本部が参加した。

が、多くのさようなら原発を願う人々が参集した。全港湾からは中央本部と北海道地方本部、東北地方本部が参加した。



# 2020.21年度の運動方針四補強案

## I. 国内外の情勢と労働運動の現状

### 1. 国際情勢の特徴

(1) 依然として新型コロナウイルスは世界的な広がりを見せ、2021年に入るとコロナウイルスの変異型が多数発見されるなど、世界各国は封じ込めに懸命になっていると同時に世界経済の悪化はさらに強まっている。

世界の感染者数・死者数(累計)を見ると、6月7日時点で感染者数は1億7,320万人を超えて死者数は372万人を超えている。感染対策としての新型コロナウイルスの接種は世界199カ国・地域で始まっているが、2020年12月上旬の英国を皮切りに、世界各国で接種が本格化した。米欧諸国で接種が比較的進んでいるが、一部の先進国が巨費を投じてワクチンの確保を進める一方、経済力に劣る発展途上国での接種が遅れる懸念が指摘されている。

こういったコロナ禍にありながら、世界的に民主主義の根幹である民主選挙は衰退をたどっている。ミャンマーでは選挙結果を認めない軍によってクーデターが引き起こされ、米国では前トランプ大統領による根拠のない選挙不正キャンペーンが張られ、ロシアのペルーシでは大統領選の不正疑惑が指摘されている。中国では民主勢力一掃のため香港の選挙制度が変更させられた。日本においても選挙買収事件が発覚

するなど民主主義を掲げながら意図的な選挙によって独裁政治を強める国が増えている。

(2) 米国では、保護主義・自国主義を第一義に激しい外交政策をとってきたトランプ大統領に代わり、民主党のバイデン氏が1月20日の就任式を経て第46代大統領に就任した。1月20日に15の大統領令に署名し、気候変動抑制に関するパリ協定への復帰、カナダからアメリカ中西部まで原油を運ぶパイプラインの建設認可取り消し、アラサカ州北東部の北極野生生物国家保護区での石油・ガス開発に向けたリース活動の停止措置、自動車の燃費基準やメタン排出規制の見直し検討の指示など、環境重視の政策への転換を示した。

また、1月28日には「トランプ前政権によるダメージを修復する」として国民の医療保険加入拡大に向けた2種類の大統領令に署名し、トランプ政権下で実施されたメディケイド(低所得者向け公的医療保険)の加入資格厳格化などの政策を見直すよう連邦政府機関に指示した。新型コロナウイルスへの対応では、3月11日に1兆9,000億ドル規模の新型コロナウイルス追加経済対策法案に署名して成立させた。3月26日には就任後初めての正式な記者会見を行い、米中関係を「21世紀における民主主義と専制主義の闘い」と定義。「世界一の大国になろうという中国の野望は、自分が大統領でいるかぎり、そうはさせない」と表明した。アメリカ国務省は3月30日、世界の人権状況に関する報告書を発表し、中国の新疆ウイグル自治区でウイグル族などに対するいわゆる「ジェノサイド」が続いているとして中国政府を強く非難した。さらには新型コロナウイルスの起源について、バイデン政権は5月26日、新型コロナウイルスの発生源について分析に必要な情報が十分ではないとして、情報機関に再調査を指示するとともに中国に情報公開を求める方針を明らかにした。中国の研究所からのウイルス流出説も含めた調査を求めたことで、米中関係の緊張がさらに高まる可能性がある。

景気概要では、1~3月期の米国実質GDPは、前期比年率+6.4%と前期から伸びが加速しており、家計への現金給付やワクチン普及を背景に個人消費が大幅増となり、景気回復をけん引している。

(3) 中国の第13期全国人民代表大会の第4回会議が3月11日、北京の人民大会堂で閉幕した。李克強(リー・クォーチャン)首相は所信表明にあたる政府活動報告で、2021年の実質経済成長率目標を「6%以上」と設定し、選挙制度の全面的見直しを議論する香港問題では「外部勢力の干渉に断固反対する」と強調した。全人代で審議する2021年予算案には国防費を前年比6.8%増の1兆3,553億元(約2兆6,000億円)を予算として計上した。新型コロナウイルスの影響がなおくすぶる中で、軍拡路線を堅持する習近平指導部の姿勢が浮き彫りになった。また、中国政府は5月31日、1組の夫婦に3人まで子どもを持つことを認める方針を発表した。しかしソーシャルメディアでは効果を疑問視する投稿や、政府が約束する「支援策」の具体的な内容を知りたいとの声が目立っている。今後の対米関係も含め、中国国内・外ともに政策動向が注視されている。

景気概要では、景気回復が持続しており、移動制限の解除などで人出が正常化するなか、個人消費は財支出が堅調に増加しているほか、外食などサービス支出も回復している。また、輸出も振れを伴いながらも拡大し、資本財輸入の拡大が続くなど、設備投資も大幅に拡大している。今後は政府の消費刺激策と輸出拡大により、景気は堅調さを保つ見通しで、政府は、農村部における自動車や家電、家具の購入補助金、EVの販促補助金などの消費刺激策で個人消費を支え、雇用・所得環境の改善、積み上がった貯蓄の取り崩しなども個人消費の回復を後押しされるとしている。輸出も、世界景気回復を受けて増加基調が持続する見込みとなっている。

(4) 欧州では主要注目点として、次の課題が注目されている。一つ目はコロナ禍からの経済復興過程におけるEUの統合性保持、二つ目はバイデン政権下での米EU関係、三つ目はドイツにおけるメルケル首相の後継者と総選挙の行方、四つ目はEUから離脱した英国の状況となっている。バイデン政権とは、通商問題での対話再開や気候変動対策での協働を通じた関係改善が進む一方、デジタル課税等では対立が続いており、米中関係の緊張が続くなか欧州は引き続き米中間でバランスを取らざるを得ない状況となっている。

景気概要ではユーロ圏において、活動制限の緩和により秋口にかけて高めの成長となる見通しではあるが、域内のワクチンの普及スピードや活動制限の緩和ペースは国ごとのばらつきが大きいこともあり、ユーロ圏景気が新型コロナ流行前の水準を取り戻すのは2022年半ば頃となる見込みとされている。一方、英国では、段階的な活動制限の緩和が進んでいることもあり、夏場にかけて高めの成長となる見通し。ワクチン接種の普及スピードが速いことから、

本年末にも新型コロナ流行前の水準を取り戻す見込みとなっている。

(5) 2021年2月1日未明、ミャンマー国軍はウィンミン大統領、アウンサンスーチー国家顧問、NLD幹部、NLD出身の地方政府トップら45人以上の身柄を拘束し、ウィンミン大統領とアウンサンスーチー国家顧問はそれぞれの自宅に軟禁され、軍出身のミンス工第一副大統領が大統領代行(暫定大統領)に就任し、憲法の規定に基づいて期限を1年間とする非常事態宣言の発出を命じる大統領令に署名し、国軍が政権を掌握した。クーデター政権は新しい外相を任命して前職のアウンサンスーチー氏を解任するとともに、彼女が就いていた国家顧問を2月19日付けで廃止した。その背景には2020年11月8日に執行されたミャンマー連邦議会の総選挙では、与党・国民民主連盟(NLD)が前回の2015年の選挙を上回る396議席を獲得し、改選議席476議席のうち8割以上を占める結果となっていた。しかし、敗北を喫した国軍と連邦団結発展党(USDP)は総選挙に不正があったとして抗議を行い、軍の支持者からは選挙の調査を求める声があつたため、軍は1月26日にクーデターを示唆し緊張が高まったが、選挙管理委員会は総選挙が公正かつ透明に行われたとの見解を発表したほか、国際連合やアメリカ合衆国、欧州連合(EU)は選挙結果の尊重をミャンマー軍に呼び掛けている。

参加者の弾圧について、オーストラリア、カナダ、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、韓国、英国、米国の12か国の制服組トップは「丸腰の市民に殺傷力の高い武器を使用したことを非難する」と共同声明を発表した。

国軍のクーデターが発生して4カ月が経過したにもかかわらず、多くの国民が国軍の暴挙に反発しているが、都市部における抵抗運動は徹底的に弾圧され、言論統制の影響もあって国際的な報道も少なくなってきた。しかし今もミャンマーでは国軍への不満の声が広がっており、多くの人が苦しい生活を強いられている。戦火は地方にも拡大し、10万人以上が国内避難民となるとを余儀なくされているが、国連も東南アジア諸国連合(ASEAN)も有効的な決議、手段も取れていない。

2. 国内情勢の特徴

(1) 政府は5月28日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、東京、大阪、兵庫、京都、福岡、愛知、北海道、岡山、広島、沖縄の10都道府県を対象に、3回目となる「緊急事態宣言」を6月20日まで延長することを決定した。また、2月13日に施行された新型コロナウイルス対策の改正特別措置法で、緊急事態宣言が出されていないにもかかわらず集中的な対策を可能にするために新設された「まん延防止等重点措置」での重点措置の適用地域は、5月24日時点で群馬、埼玉、千葉、神奈川、石川、岐阜、三重、熊本の8県となった。

感染状況は6月6日時点で、国内で感染が確認された人は、空港の検疫などを含め76万2,511人、クルーズ船の乗客・乗員が712人で、合わせて76万3,223人となっている。亡くなった人は国内で感染が確認された人が1万3,585人、クルーズ船の乗船者が13人の合わせて1万3,598人となった。

一方、ワクチンに関しては国内では、2月17日から、医療従事者を対象に、ア

また同日には、ミャンマー国軍によるデモ

リカの製菓大手のファイザーなどが開発したワクチンの先行接種や優先接種が行われ、4月12日からは、65歳以上の高齢者を対象にした優先接種も進められているが、先進国の中での出遅れも指摘されている。出遅れの理由として、「ワクチンを自国で作れない」ことや「世界的に見て感染者数が少ないから」などが挙げられているが、「医療体制(接種体制)の脆弱性」も理由となっており、医療体制の拡充が求められている。

また、菅首相は、5月21日に東京オリピック・パラリンピックについて「感染拡大防止にまず全力を尽くし、安全・安心な大会にすべく、東京都と引き続き協力していく」とし、「感染拡大を防止し、国民の命と暮らしを守ることを最優先にすべきであるのは当然だ。選手や関係者の感染防止措置に万全を尽くし安全、安心な大会にしていきたい」と述べたが、6月7日の報道によると、JNNの調査結果でも「開催すべきだ」が44%(同9ポイント増)に達した。「中止すべきだ」が31%(同6ポイント減)だったほか、24%(同4ポイント減)の人が「延期すべきだ」と回答した。

(2) 1月18日に召集された第204通常国会は、新型コロナウイルス感染症拡大が続くなか、コロナ対策に全力も挙げずに、国民の権利やいのち・健康に悪影響を与える数々の悪法を菅政権や与党は押し付けてきた。

一定の収入がある75歳以上の医療負担を1割から倍の2割に引き上げる医療制度改革関連法は6月4日に成立し、また海外での無制限の武力行使を可能にし、憲法9条への自衛隊明記や緊急事態条項創設を含む「改憲4項目」議論の呼び水として提出された国民投票法改定案も最低投票率の問題や資金力で広告の量が左右される問題など重大な欠点を放置したまま成立となった。

また、行政のデジタル化を通じて個人情報報を集積し、行政が保管する膨大な個人情報

報を企業などが利用しやすい仕組みとする、個人情報保護の欠落やプライバシー権を侵害するデジタル関連法も参議院各委員会でも可決となっている。さらには米軍基地や自衛隊基地、原発周辺などの住民を監視し、土地の売買や利用を規制する土地利用法規制法案が参議院で審議入りとなっている。これは戦前、制定された要塞地帯法と共通点も多く、ものを言えない社会を創り出すもので、憲法で保障された平和的生存権や個人の尊厳、居住移動の自由、財産権を侵害するものとなっている。

(3) 5月18日内閣府発表の2021年1-3月期のGDP成長率(季節調整済前期比)は、1次速報値において、実質はマイナス1.3%と3四半期ぶりのマイナス成長となっており、名目はマイナス1.6%となった。実質GDP成長率(季節調整済前期比)に対する内外需別の寄与度を見ると、国内需要(内需)はマイナス1.1%と3四半期ぶりのマイナス寄与となった。財貨・サービスの純輸出(外需)はマイナス0.2%と3四半期ぶりのマイナス寄与となった。また、民間需要の動向においては、民間最終消費支出については、実質マイナス1.4%と3四半期ぶりの減少となった。主な要因は外食、自動車等が減少したこととみられている。

### 3. 労働運動の現状と特徴

(1) 厚労省の組合基本調査では2020年6月30日現在における単一労働組合の労働組合数は23,761組合、労働組合員数は1,011万5千人で、前年に比べて労働組合数は296組合(1.2%)減、労働組合員数は2万8千人(0.3%)増加している。また、推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は17.1%で、前年より0.4ポイント上昇している。

(2) 厚労省の2019年の労働争議の状況をみると、「総争議」の件数は268件、総参加人員は105,340人となっており、前年に比べ、件数は52件(16.3%

%減、総参加人員は1,998人(1.9%)増となっている。「総争議」の件数は、比較可能な昭和32年以降、最も少なかったが、このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は49件、行為参加人員は17,763人となっており、前年に比べ、件数は9件(15.5%)減、行為参加人員は7,704人(76.6%)増となっている。

(3) 新型コロナウイルスの影響で働く者の「雇用の安定と生活する権利」が脅かされていることが一層顕著に表れている。日本各地の労働組合が設置した相談窓口には非正規・正規労働者を問わず労働相談が持ち込まれている。今こそ、痛みを押し付けられている中小企業の労働者、非正規労働者の立場に立った労働運動を地域から創り上げ、日本の労働運動の再生と全国的な産業別・職種別の労働者による団結を目指すために、個人加盟の単一組織である全港湾の役割は重要な時代にある。

## II. 運動の基調

1. 新自由主義による規制緩和、競争社会に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正する。

新自由主義政策による貧困と格差の拡大をなくすために、すべての労働者の雇用安定、労働条件の引き上げをたたかい、生活向上をはかります。組合員一人一人を大切にし、人権擁護、労働者の権利確立のために、全港湾としてのたたかう力量を高め職場闘争を強化します。

2. 港湾産業、運輸産業における産別運動を強化するとともに、企業の枠を超えた地域運動、国際運動と連帯し、中小企業労働者と非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたたかう。

企業内活動に埋没せず、全国港湾労働組合連合会の強化と港湾における産別運動を進展させるとともに、運輸産業の産別運動強化をすすめます。また、たたかう労働運動の再強化し発展に向け、地域共闘、諸課題別共闘を

取り組めます。

3. 戦争法制の早期廃止を求め、反戦・平和、社会保障の充実、人権擁護、脱原発と環境保護をたたかい、働く者のための政治を実現する。

菅政権による平和憲法の改悪、米国追従の軍事強化政策に反対し、社会保障の引き下げを許さず、安心のできる社会保障の充実を求め、あらゆる人権の擁護の立場で差別を認めず、原発再稼働や原子力に依存するエネルギー政策に反対し、働く者のための政治を実現します。

4. 大衆路線に基づいて職場闘争を強化し、活動家を育成し組織の強化拡大を勝ち取る。

組合員の理解と団結の中でたたかいを強化していくために大衆路線を堅持し、たたかいをすすめます。また、組合作りを指導できる活動家を育成し、組織拡大をすすめます。全港湾の組織拡大が全組合の共同活動として展開できるよう、職場討議をすすめて、創意工夫を凝らした運動を取り組めます。

## III. 主な闘争課題とたたかひの基本

今後1年間、次の課題でたたかいます。そのたたかひの基本は以下のとおりです。

補強  
新型コロナウイルスの流行を受けた企業収益の悪化により賃金は、2020年春以降、所定外給与、特別給与を中心に大きく下がっています。2021年度には、これらの減少が続く一方、ベア(ベースアップ)の縮小により所定内給与も抑えられると言われています。これらを打破するためにも、20・21年度方針を補強すべきところは補強して、組合員が一致団結出来るように、次のたたかひをすすめます。

なお、(1) 賃金引き上げについては全港湾全国統一闘争としてたたかひをすすめますが、(2) 月給制の確立以降の項目は到達闘争としてたたかひをすすめます。

### 1. 労働条件の引き上げ

(1) 賃金引き上げ

① 2022年賃金引き上げ要求および諸要求は、秋年末の中央執行委員会で統一してたたかえる体制を基本に、要求額を検討します。2019年の消費税増税や社会保障改悪によって実質賃金は確実に低下しています。組合員一人一人の切実な要求である賃金引き上げには、最低賃金の引き上げと全国一律を求め、地域間格差や企業間格差を打破し、誰もが人並みの生活ができるように、組合員が結集してたたかえる体制を確立するために一律の要求額を基本として、具体的な考え方をまとめ、12月6日〜7日開催予定の中央執行委員会で確認し、職場討議を行ったうえで2月3日〜4日開催予定の中央委員会で決定します。

また、要求書提出を2月中旬とし、2月下旬にはスト権を確立し、3月初旬にはたたかえる体制を確立します。交渉の設定は3月下旬に第1回統一回答指定期日及び回答ゾーンを設定し、4月中旬での中央港湾団交の山場と連動した集中交渉日を設定します。全国港湾での産別制度・政策要求は1月下旬の中央委員会で決定しますが、組合員一人一人の要求となるように積極的に取り組み、連携を図りたたかひをすすめます。

② ストライキの労働関係調整法手続きは、全港湾の統一要求と全国港湾の産別制度要求は中央本部が一括して申請します。なお、地方・支部での独自要求については、当該地方・支部での申請とします。

③ 一時金闘争については、地方ごとの要求としてたたかいます。冬季一時金については、i 要求額は昨年同期の率・額以上とする。ii 要求書提出日は1月上旬と

6月下旬とする。iii 要求書の作成と労働法申請は各地方・支部で行います。

④ 職種別最低賃金については、港湾職種、トラック職種、一般職種とし、正規・非正規を問わずすべての労働者への適用を基本として、中央執行委員会で議論をすすめるながら確立できるように取り組みます。

(2) 月給制の確立  
月給制の確立は、週休二日など時短の取り組みや非正規雇用労働者の常用化の取り組み、長時間労働の抑制などの取り組みをすすめるうえで大変重要な課題です。現行の一月当たりの賃金を引き下げないことはもちろんのこと、月給制導入により労働強化にならないことを基本としてたたかひをすすめます。

(3) 定年延長と高齢者雇用対策  
原則65歳までの定年延長を求めますが、遅くとも厚生年金の支給開始年齢に対応する定年延長制度を求めます。定年延長にあたっては身分の変更や労働条件の引き下げを行わないことを基本とします。また、厚生年金受給年齢の引き上げが議論されていますが、働かざるを得ない実情も踏まえ、まずは働ける環境づくりを目指し、基本的には65歳以上の定年に反対します。

(4) 労働時間短縮  
労働時間短縮は労働者の健康や文化的生活を営む上で重要な課題です。港湾関係分会は産別協定に基づき時間短縮を取り組むこととしますが、その他の職種も港湾の取り組みに準じて時間短縮の取り組みをすすめることとします。

① 労働時間について  
・ 8・7・45体制を順守し、年間1800労働時間を基本とします。  
・ 8・7・45体制を順守できるような常用労働者の補充に取り組みます。臨時労働者の就労は、労働組合が行う労働者供給事業の就労を優先させるとともに、労働者供給事業がない場合は組合の事前承認に基づく就労とします。

② 賃金引き上げについては全港湾全国統一闘争としてたたかひをすすめますが、(2) 月給制の確立以降の項目は到達闘争としてたたかひをすすめます。

また、行政のデジタル化を通じて個人情報報を集積し、行政が保管する膨大な個人情報

・やむを得ず45時間以上の時間外労働を行なう場合は、引き上げ分の割増賃金(法定割増率5割以上)の代わりに、有給の休暇(代替休暇)を与えることを原則とすることで長時間労働の抑制を図ります。

②休日休暇について

・すべての産業に対し産別協定に準じた週休二日制の導入を求めます。  
 ・「国民の祝日」及び「モーデー」(5月1日)、「山の日」を休日とします。  
 ・12月30日から1月4日までを年末年始特別有給休日とします。

③時間外労働、深夜労働、休日労働の割増しと時間外算定基礎分母について  
 ・時間外労働、深夜労働、休日労働の割増賃金を確保し、割増率の引き上げに努力します。

・年末年始の特別有給休日出勤者には日額賃金の割増し及び精励金を支給し、加えて代休を付加することとします。

・港湾産業においては産別協定に則り、6大港船内、沿岸職種においては時間外基礎分母を149時間とし、その他の港湾、職種については2025年までに149時間とします。その他の産業においては労基法順守を基本とします。

・法定割増賃金率は「働き方改革関連法」の成立により、2023年4月からはこの猶予が廃止され、中小企業でも月60時間を超える時間外労働について法定割増賃金率が50%以上となりますが、引き上げされる割増賃金の代わりに有給の休暇(代替休暇)を与えることで長時間労働の抑制を図ります。

(5) 退職金引き上げ

退職金は、勤続30年1、600万円以上、勤続35年2、000万円以上、勤続40年2、400万円以上を求めます。なお、勤続30年未満の勤続者については30年勤続の金額を基準に算出しま

す。また、「中退金」加入などにより退職金の確保(保全)を求めます。

補強

65歳定年延長の到達にともない、勤続45年2、800万円を新たに水準として設定し、到達闘争としてたたかいます。

(6) 労災企業補償の引き上げ

死亡・1〜3級4、000万円、4級2、750万円、5級2、360万円、6級2、000万円、7級1、670万円、8級1、180万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。

特に、8級〜14級の補償額引き上げ(到達)を求めますが、自然災害において労災認定が出た場合の企業補償の支払い(損害保険特約の有無)について確認を求めます。

(7) 育児・介護制度の拡充と協定化

育児・介護休業法の目的と基本的理念に基づき、休業補償の引き上げ(80%以上の補償)を求め協定化を目指します。

(8) ストレスチェック制度の全事業所適用

各地方・支部での統一協定によるストレスチェック制度の導入を求めます。

(9) 女性労働者の権利と労働環境整備の確立

あらゆる産業で人員不足が叫ばれる中、物流産業においても性の差別なく採用が求められています。しかしながら大半の職場において、労働環境が整っていません。また、職場でのパワハラ、セクハラも増加傾向にあります。2020年6月には「パワハラ防止法」が施行(中小企業は2022年4月から)され、相談窓口の設置や社内規定の整備などが義務付けられますが、平時から相談できる場所を明確にしていくことが求められるため、労使での委員会・協議会などの設置を取り組みます。また、ILO190条約(職場での暴力とハラスメントの撤廃)の批准を国に求めるとともに、積極的な採用と女性を含めた労働者の平等の権利とパワハラ、セクハラ対策も含

めた、労働環境整備を求めていきます。

補強

女性労働者に限らず、ジェンダー平等を求めすべての労働者の労働環境整備を求めていきます。

(10) 伝染病における休業補償

新型コロナウイルス感染症に対して、休業補償の確立が出来ていません。新型コロナウイルスだけでなく所謂伝染病対策として必要なこととなっています。感染の疑いがあるだけで休業を強いられる場合には、基準内賃金保障はもとより、労基法12条に基づく日額保障を求めます。

補強

私傷病協定を締結している地方・支部は協定の適用拡大を求めます。

(11) ワクチン接種への対応

新型コロナウイルス感染症に対して、国の予防策として、ワクチン接種が始まっています。しかし個人によっては様々な理由で受けたくない方もおられます。接種についてはあくまで個人の意思が尊重されるべきで、国や企業から押し付けられるものではないとあります。また、そのことによる差別や偏見が生じる可能性があります。職場や組織内部でそのようなことがないように対応することとします。

2. 合理化反対、雇用保障の確立

(1) 反合理化闘争の基本

①個別合理化に対して、「第一に雇用・就労に係る案件については事前協議を行なう。第二に首切りや一方的な配転を阻止する。第三に権利侵害を防止する。」という反合理化闘争の基本に基づき、たたかいます。

②労働協約が締結されていないか、または「倒産をはじめとした雇用・労働条件に係る問題についての事前協議約款」が労働協約に明記されていない場合、事前協議約款を明記した労働協約の締結を求めます。

③会社が新規採用する場合、全港湾の推薦する労働者または全港湾による労働者供給事業の労働者の優先採用を取り組みます。

④多くの産業で派遣などの非正規雇用労働者の拡大、港湾における波動性の拡大など雇用不安定労働者対策のために、労働組合による労働者供給事業は重要となつてきています。これまで取り組んできた港湾労働者、トラック運転手、介護家政職などの労働者供給事業の取り組みは一定の成果が出ましたので、中央本部一括の事業許可を各地方・支部とし、各地方・支部は各地域、各職種の拡大を目指します。

⑤日雇用保険、日健康保険は六港や一部の地方港でしか活用できていません。また、日雇福祉制度そのものを縮小しようという動きも見られます。労供事業で働く労働者の雇用の安定と生活保障のために、日雇用保険や日健康保険の活用・継続をすすめます。

⑥厚労省が発表した2020年1月から12月までの労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」)は802人(前年比43人・5・1%減)と3年連続で過去最少となりました。休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」という)は131、156人(前年比5、545人・4・4%増)と平成14年以降で最多となっています。陸上貨物運送事業の死傷者数は、「墜落・転落」が最多で、「転倒」(前年比147人・6・0%増)及び「動作の反動・無理な動作」(同259人・10・5%増)で増加しました。

⑦港湾防災防止協会 2020年6月に報告された「港湾貨物運送事業における労働災害の推移(会員事業場のみ)」では、2020年度の死亡災害は4人で前年から3人の減少で、休業災害は145人で前年から11人の減少となっています。一方、港湾13次労働災害防止計画期間中の3年間の死傷病災害の発生件数を年平均で見ると、142件となっており、港湾第12次計画の年平均139件と比べて増加しています。

⑧全国港湾安全専門委員会課題 2021年春闘要求や労使安全専門委員会でも出された新たな課題や継続課題を全港湾としても各地域における重要課題として認識し、下記の課題を中心に全国港湾と一体となって運動を進め、日本港運協会へ要求するとともに労使一体となつての取り組みをすすめます。

⑨労災企業補償の要求額は、死亡・1〜3級4、000万円、4級2、750万円、5級2、360万円、6級2、000万円、7級1、670万円、8級1、180万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。特に8級〜14級についての補償額の引き上げを求めます。

⑩頻発する自然災害に対処するために、労働者の安全を前提とした、地区(港)単位の防災マニュアルを作り、日常的な訓練を含め、港湾の安全に万全を期すことを求めます。

⑪放射線量検査、及び中古自動車(建機)輸出に係る荷役作業に従事した港湾労働者に対する内部被ばく等の健康診断の実施を求めます。

⑫「足場のない危険なコンテナ船」がまだまだ見受けられます。各地区(港)からの情報をもとに、船社や外国船舶協会に対し改善を求めます。

⑬特に今年度は、中央安全委員会のもとにワーキンググループが設置されていますので、引き続き協議促進を図ります。

⑭全港湾労災職業病対策会議課題 2020年度は新型コロナウイルス感染症対策によ

り開催できませんでしたが、新たに伝染病対策についても議論が必要です。新型コロナウイルス収束後ただちに各地方の労働対担当者による労働対会議を開催し、出された課題を中心に、引き続き議論を行ない、全国的な運動として取り組みます。

陽性になった場合の労災申請やPCR検査・ワクチン接種時の休業補償など全国港湾でも取り組みますが、各地方の労働対担当者による労働対会議を開催し、出された課題を中心に、リモート会議など最大限利用し、引き続き議論を行ない、全国的な運動として取り組みます。

⑮労働者の権利確立と組織攻撃に対するたたかい 組織攻撃や不当弾圧に対するたたかい企業は労働組合の結成を認めず、切り崩しを図り、団交拒否や不当労働行為、ストライキに対する損害賠償請求をおこなうなどあらゆる攻撃を強めています。これら権利侵害に対して、地方・支部が一体となって対処しますが、必要に応じて全国闘争を組織してたたかいます。

3. 労働災害防止と福利厚生 の充実強化

(1) 労働災害・職業病防止の取り巻く環境

厚労省が発表した2020年1月から12月までの労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」)は802人(前年比43人・5・1%減)と3年連続で過去最少となりました。休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」という)は131、156人(前年比5、545人・4・4%増)と平成14年以降で最多となっています。陸上貨物運送事業の死傷者数は、「墜落・転落」が最多で、「転倒」(前年比147人・6・0%増)及び「動作の反動・無理な動作」(同259人・10・5%増)で増加しました。

4. 労働者の権利確立と組織攻撃に対するたたかい

(1) 組織攻撃や不当弾圧に対するたたかい

①企業は労働組合の結成を認めず、切り崩しを図り、団交拒否や不当労働行為、ストライキに対する損害賠償請求をおこなうなどあらゆる攻撃を強めています。これら権利侵害に対して、地方・支部が一体となって対処しますが、必要に応じて全国闘争を組織してたたかいます。

②不当な解雇攻撃などについては、原職復帰を基本にして、闘争資金を活用し、職場闘争を組織してたたかいます。

③争議分会の早期解決を求め、たたかいます。労働者の権利侵害反対を取り組みます。

④国家権力によって不当に弾圧されている労働者や労働団体がありません。これらに対しては情報を共有し、共闘出来るものは中央執行委員会決定された取り組みをすすめます。

⑤労働者の権利を求めるとたたかいます。①組織犯罪処罰法、所謂「共謀罪」に反対します。もともと正当な活動を行なっていた団体であっても、目的が犯罪の実行に変化したと認められるときは組織的犯罪集団と認定できることや計画と準備行為で罪に問える制度であることなど、市民社会の自由が奪われ、労働者の団結の

権利を奪う法律に反対します。

②働き方関連法が大手企業では19年4月に、中小企業には20年4月に施行されました。過労死ラインを超える時間外上

③解雇の金銭解決制度が導入ありきです。められています。2019年12月16日の厚労省の第9回論点検討会の資料でも、具体的な制度設計のパターンを示す

④解雇の金銭解決制度が導入ありきです。められています。2019年12月16日の厚労省の第9回論点検討会の資料でも、具体的な制度設計のパターンを示す

⑤「同一労働・同一賃金」 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム・有期雇用労働法)」が、2021年4月1日から中小企業にも施行されることになりました。主な整備点として、①不合理

な待遇差の禁止、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備などが、働き方が多様化するなか労働組合のチェック機能

を高める取り組みをすすめます。 ①消費税が10%となつてから国内経済は悪化の一途をたどっています。新型コロナウイルス感染症の影響をもちに受けた経済

状況では国民の暮らしはますます悪化しています。同時に労使による中央最低賃金審議会(厚労省)では中小企業の経営悪化を

受け、2020年度は現行水準の維持を基本に議論されようとしています。こういった状況下でも大企業の内部留保は18年度

449兆円と依然として高く、正しい労働分配がなされていません。大企業優遇の政策をやめさせると同時に国民の負担が増加

する消費税に反対します。 補強

縮結をたたかいます。各地方で労働協約

の点検を行い、合理化や企業再編、組合員の配転等の人事問題に対する事前協議制を明記した労働協約を締結します。

②港湾関係は産別協定順守のために、各地方・支部に適用すべき協定項目の文章を明記した労働協約を締結します。

③労働協約の締結は地本単位としますが、支部で締結する場合は地本と支部の連署とします。中央要求に関する協定は、中

央、地方、支部の連署とします。 顧問弁護士を委嘱 補強

「同一労働・同一賃金」 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム・有期雇用労働法)」が、2021年4

月1日から中小企業にも施行されることになりました。主な整備点として、①不合理

な待遇差の禁止、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続

(行政ADR)の整備などが、働き方が多様化するなか労働組合のチェック機能

を高める取り組みをすすめます。 ①消費税が10%となつてから国内経済は悪化の一途をたどっています。新型コロナウイルス感染症の影響をもちに受けた経済

状況では国民の暮らしはますます悪化しています。同時に労使による中央最低賃金審議会(厚労省)では中小企業の経営悪化を

受け、2020年度は現行水準の維持を基本に議論されようとしています。こういった状況下でも大企業の内部留保は18年度

449兆円と依然として高く、正しい労働分配がなされていません。大企業優遇の政策をやめさせると同時に国民の負担が増加

する消費税に反対します。 補強

企業の内部留保(利益剰余金)の推移。財務省が2020年10月30日発表した2019年度の法人企業統計は、企業が蓄えた内部留保に当たる利益剰余金が前年度

比2.6%増の475兆161億円となり、8年連続で過去最高を更新しました。

また、新型コロナウイルス関連の倒産件数は1,472件(5月17日時点)に達し

多くの労働者が働く場を失っています。 2021年7月14日に開催された中央

最低賃金審議会では、2021年度の改定について都道府県の時給を一律28円引き

上げ全国平均で930円とする目安をまとめました。今後は各地の地方審議会と協議

されますが、経営側の反対も予想されま

す。全港湾は全国一律の最低賃金を目指す取り組みをすすめます。 補強

医療機関の窓口で支払う自己負担額を「1割」から「2割」に引き上げる後期高齢者医療制度改革法案が自民、公明などの

賛成多数で6月4日、参議院本会議で成立しました。医療費自己負担が1割から2割

になる対象範囲の所得は単身世帯の場合320万円以上でスタートしますが、政令

次第で範囲は拡大する可能性があります。 金融庁の金融審議会が昨年まとめた報告

書では、定年退職後に必要とされる金融資産の推計を示し、夫が65歳以上、妻が6

0歳以上の無職世帯が年金に頼って暮らす場合、毎月約5万円の赤字が出ると試算

しました。この後、30年間生きるには約2,000万円が不足するといった内容で、「100年安心プラン」と銘打たれた今の

年金制度が信用できないものであることが明るみに出ました。また、2014年から

度の改悪に反対し、老後の安心を確立する年金改革を求めます。

(4) 関税の撤廃により米国などから安い農作物が流入し、日本の農業に大きなダメージ

を与え、TPP協定がアメリカ抜きで締結されました。食品添加物・遺伝子組み換え

食品・残留農薬などの規制緩和により、食

の安全が脅かされます。また、医療保険の自由化・混合診療の解禁により、国保制度

の圧迫や医療格差が広がりがかねないTPPには断固反対します。また、いまま

で重要5品目であった農産品分野や医薬品分野、特許権分野など国内産業を脅かす自由貿易

協定(FTA)に反対します。 (5) ギャンブル依存症の増加や治安の悪化な

どの問題もありますが、特に大阪港の夢洲に見られるように、物流の重要拠点である

港湾への誘致となれば、我々の雇用と職域へも多大な影響を与えます。このよう

なことからIR推進法によるカジノ型リゾート施設に反対していきま

す。 (6) 外国人労働者の受け入れを拡大する改正

出入国管理法が2019年4月に施行され、また2021年2月13日に出入国管理

理及び難民認定法の一部改悪されました。政府は新たな在留資格「特定技能」を設

け、外国人の単純労働に門戸を開放すると

して、人手不足が深刻化している介護やビルメン、建設など14業種について、5年

間で最大34万人余りの外国人を受け入れる見込みです。実習制度や研修制度に不備

を残したままの施行に反対し、是正を求め

ます。 (7) 育児・介護休業法改正と男女雇用機会均

等法の改正に伴う労働協約の締結を地方・支部単位で締結します。

(8) 公共事業や行政の発注する業務が、入札

制度によって過度のダンピング料金が横行し、まともな労働条件の確保さえできない

事態がおきています。労働条件を確保でき

る料金を確保するとともに、労働者の権利を侵害し、労働組合を敵視する労務政策や

不当労働行為を行うような悪質企業を排除

するための公契約条例の制定を求めま

す。 (9) 新型コロナウイルス感染症での国からの

保障や手続きのスムーズ化をうたって、マ

インバーカードを義務化したのは、個人口

座に紐づけをしようとする動きがありま

た。個人情報を国が一元的に管理するマイ

ナンバーに反対します。 補強

新型コロナウイルス感染症の拡大を機に

マイナンバー制度でのカード普及が活発に

なっています。ポイントを付加し、CMで

キャンペーンを張るなどしていますが、そ

の目的には個人の消費動向や資産管理な

ど、国による個人情報の管理が含まれてい

ます。個人情報管理が一元的に管理するマ

インバーに反対します。 (10) 安心・安全が担保できないライドシェア

の導入に反対します。 (11) 機密漏洩時の罰則規定やプライバシー・

個人情報保護の観点と人を裁くという心理

的負担を強いる裁判員制度に引き続き反対

します。 補強

2018年6月に自民・公明両党や日本

維新の会などが、投票の利便性を高めるた

め提出した国民投票改正案は、自民党が

「自衛隊の明記」など4項目の憲法改正案

を審査会に提示する姿勢を示したことに野

党側が反発するなどして与野党の協議が整

わず、継続審議となっていました。20

21年6月に参議院本会議で、自民公明両

党と立憲民主党などの賛成多数で可決さ

れ、提出からおよそ3年を経て成立しまし

た。日本弁護士連合会は、「公平性や正当

性に疑義を抱えた国民投票が行われてしま

うおそれが否定できない」として反対する

会長声明を発表していました。最低投票

率の問題や資金力で広告の量が左右される

問題など重大な欠点を放置したまま成立

なった国民投票法に反対します。 (2) 戦争法の早期廃止

安法制制II戦争法の本質は、集団的自衛

権の行使容認で海外での武力行使を可能に

するなど、「平時」から多国籍軍参加にい

たるまで、あらゆる事態で「切れ目なく」、

日本を米軍とともに「海外で戦争する」国

にすることです。政府は緊張が高まる中東

海域での「情報収集活動」のためとして、

護衛艦「たかなみ」を派兵しました。今回

補強

6. 反戦、反核、平和と民主主義、環境を守るたたかい

の派兵は、防衛省設置法の「調査・研究」に基づき、国会審議を経ずに昨年末に閣議決定しましたが、不測の事態には「海上警備行動」を発令でき、武器使用も認められています。専守防衛の政策を捻じ曲げての集団的自衛権の行使容認は明らかに憲法違反です。すべての戦争法の早期廃止を取り組みます。

補強

南スーダンでのPKO(国連平和維持活動)の期間を国連が延長したことを受け、政府は5月21日の閣議で自衛隊から派遣している司令部要員の派遣期間を1年延長することを決めました。専守防衛の政策を捻じ曲げての集団的自衛権の行使容認は明らかに憲法違反です。すべての戦争法の早期廃止を取り組みます。

(3) 辺野古新基地建設反対

沖縄県民、日本国民の民意を無視し、強硬に工事をすすめている新基地建設を巡っては、大浦湾側の軟弱地盤の存在が明らかになっており、政府は工期を当初の8年から12年に延ばし、工費も約2・7倍の約9300億円に変更しました。アメリカに追随し、戦争のできる国づくりをするため、日本での新基地建設に反対します。埋め立て工事に反対し、現地への支援や全国港湾辺野古対策委員会での土砂搬出入反対など引き続きたたかいます。

補強

政府が軟弱地盤の改良工事に伴う設計変更を県に申請して4月21日で1年となっています。新基地建設に反対する玉城デニー知事は申請を不承認とする構えで、現在も各部にわたる内容に問題点がないか慎重に審査している一方、「辺野古が唯一の解決策」との姿勢を固持する政府は申請結果を待たずに、変更を前提にした地盤改良の実施設計を発注するなど工事を進めています。

(4) 反基地闘争、日米安保反対

世界一危険なオスプレイが普天間基地だけでなく、日米合同軍事演習のたびに日本国中を縦横無尽に飛び回っています。ま

た、4月10日には米軍普天間飛行場から発がん性物質を含む「泡消火剤」が大量に流出し、近隣住民に不安を与えています。このことは各所にある基地でも報告されており、沖縄だけではなく、防衛省は3月26日に陸上自衛隊の木更津駐屯地(千葉県)に自衛隊初のオスプレイ部隊、宮古島駐屯地(沖縄県)に艦艇や航空機を狙うミサイル部隊を新設しました。中国の海洋進出を踏まえた南西諸島の防衛強化の一環ですが、対米従属のなかで進められる、米軍新基地建設や自衛隊の軍事強化に反対するとともに、米国の言いなりとなる根拠ともいえる日米安保条約を破棄する取り組みをすすめます。

補強

教育の反動化に反対し、国民主権・人権尊重・平和主義の憲法理念にのっとった教育を求めていきます。

(5) 教育の反動化反対

教育への国家統制強化の道を切り開くために、安倍政権下ですすめられてきた、教育基本法の改悪に反対します。

補強

脱原発、原発再稼働反対

(6) 脱原発、原発再稼働反対

2020年4月現在、関西電力の大飯3号、川内2号と6つの原発が稼働しています。福島原発事故で核と人類は共存できないことが証明されているなか、二度と同じ過ちを繰り返してはなりません。原発ゼロの社会を目指し、再稼働反対、再生可能エネルギーの増強を求める取り組みをすすめます。

また、福島原発事故による自主避難者や帰還困難区域避難者への国の責任による賠償の継続を求め、震災復興支援の拡充を求めています。

原発事故の終息も見えない中、それに逆行するような原発技術の輸出に反対します。福島第一原発事故を風化させないため、未曾有の経験を将来につなぎ、安心して暮らせる社会を取り戻すために「脱原発フクシマ連帯キャラバン」行動を積極的に取り組みます。

東海村臨界事故を経験として、一刻も早い原子力発電所の閉鎖と再生可能エネルギーへの転換を求めてJCO集会を取り組みます。

補強

2021年3月時点、日本国内で稼働している原発は9基(定期検査中のもも含む)となっています。いずれも、事故を起こした福島第一原発とはタイプが異なる「加圧水型」ですが、西日本に集中しています。東京電力は新潟県の柏崎刈羽原発の再稼働を目指していますが、今年に入ってから原発での不祥事が相次いで発覚し、地元の不信任は強まっています。また、国の中長期的なエネルギー政策の方向性を示す「エネルギー基本計画」が今夏にも改定されるのを前に、自民党内で原発推進派の動きが活発化しています。4月には原発の新増設や建て替え(リプレース)を求める新たな議論が発足し、菅政権が掲げる「脱炭素社会の実現」を追い風に、原発を推進し進めようとの思惑があります。全港湾は原発ゼロの社会を目指し、再稼働反対、再生可能エネルギーの増強を求める取り組みをすすめます。

(7) 環境破壊反対

原発以外のエネルギーにシフトする中で、ただ単に化石燃料の火力発電所に依存するのでは環境は保てません。地球温暖化の影響は全世界で起きており、乱開発や公害の発生、大量生産や大量消費、食品ロスも大きな問題です。このような破壊的ともいえる社会システムを見直し、自然環境を保護し、環境破壊反対の取り組みをすすめます。また、再生可能エネルギーや自然エネルギーの活用を促進を求めます。

これらの取り組みには同時にあらゆる産業に対する「公平な移行」が必要不可欠であることを認識し、国策に生かす取り組みをすすめます。

(8) 監視社会化による人権侵害反対、秘密保護法廃止

秘密保護法は、国民の知る権利を大幅に

制限するものです。そして暴対法改悪、暴排条例制定では、「反社会的」と断定されれば、様々な団体に対する弾圧が出来ることと意図されているだけでなく、現実に行われています。治安強化の名のものと監視社会化、人権侵害に反対します。

(9) 差別反対、人権擁護

人権侵害が横行しています。現在の日本には被差別部落、原爆被爆者、障がい者差別、アイヌ民族、在日外国人などの民族差別、人種差別、あるいは男女差別など差別に苦しむ人々が多数存在しています。また、職場におけるパワハラやセクハラも増加傾向にあります。さらにはヘイトスピーチなどが国際的にも社会問題となつていきます。全港湾は職場をはじめとする社会に存在するすべての差別に反対してたたかいます。

補強

米国による黒人差別だけでなくその侵害はアジア諸国にまで広がっています。また、これまでの社会では身体的な性別が「女性だから」というだけで、差別を受け、社会の中で活躍する機会が少なかったりすることが問題となってきました。「社会的・文化的役割としての性」を使った差別や社会的機会の消失をなくすためにも、「ジェンダーの平等」を達成しようという動きが世界的に広まっています。現在の日本にはあらゆる差別に苦しむ人々が多数存在しています。全港湾は職場をはじめとする社会に存在するすべての差別に反対してたたかいます。

7. 選挙闘争の取り組み

(1) 国民主権、正しい三権分立を確立し、全港湾の方針を実現するために以下の課題のもと、積極的に選挙闘争を取り組みます。

- ① 国民が安心・安全に暮らせるために、社会保障の充実を取り戻し、原子力発電所の早期閉鎖と一刻も早い再生可能エネルギーへの転換を実現するため、勤労国民目線に立つ候補者を推薦して国民主権を取り戻す選挙闘争を取り組みます。

② 労働法制の改悪、大企業偏りの政治政策から脱却し、過重労働をなくして生活が営める社会経済を取り戻すため、労働者目線に立つ候補者を推薦して労働者階級の拡大を取り組みます。

③ 日米地位協定を破棄させ、憲法改悪を阻止し、政府が強行する辺野古新基地建設を阻止して、対話による国際貢献と世界平和実現を目指すための選挙闘争を取り組みます。

④ 個人情報管理し、監視社会を企む政府を打倒し、国民に広く公正・公平な社会の実現のために選挙闘争を取り組みます。

⑤ 菅自公政権を打倒する為、野党共闘を強化し、地方自治体選挙ならびに国政選挙のたたかいを強化します。

⑥ 国の港湾政策は我々にとって大変重要です。港湾管理者との協議のために、全港湾の方針に基づく政策協定締結等を結べる議員を増やすためにあらゆる選挙闘争に取り組みます。

補強

(2) 国の港湾政策は我々にとって大変重要です。港湾管理者との協議のために、全港湾の方針に基づく政策協定締結等を結べる議員を増やすためにあらゆる選挙闘争に取り組みます。同時に本年中には衆議院選挙が確実に行われます。コロナ対策を疎かにして、感染の拡大はあたかも国民にあるように振舞いながら、自分たちにとって都合の良い悪法は数の力で成立させる、このような政治家や政党をいつまでも国会の場に立たせてはいけません。国民の一番の武器でもある選挙権を行使すれば国民主権、正しい三権分立を確立できるはずですが、勤労国民目線に立つ候補者を推薦して国民主権を取り戻す選挙闘争に全力を挙げて取り組みます。

IV. 港湾労働者のたたかい

1. 情勢とたたかひの現状

(1) 「新型コロナウィルス」の影響は港湾の産業においても大きな影響を与えています。各国での人の動きを抑制する措置は、国内外の需要と供給のバランスに影響を与え、製造業での労働供給の減少となっています。さらには海外の工場の操業停止によって生産の低下によって供給が出来なくなると、物流企業の活動縮小や都市封鎖によるサプライチェーンの寸断が港湾だけでなく物流産業全体に影響を与えることとなっています。一部中国での工場の再稼働は伝えられていますが、中国を拠点としたサプライチェーン体制が完全に戻ったとは言えず、長期化する恐れもあります。

現在、世界的に空コンテナが不足しています。原因は主に二つ言われており、巣ごもり需要により中国から欧米に向けての輸出が急増していること、そして欧米からの輸出が停滞していることです。欧米諸国に空コンテナがたまった状態にあり、世界的なコンテナ不足を引き起こしていると言われています。また、日本海事センターの報告によると、2021年2月の時点で、横浜港からタイのレムチャパン港に向かうコンテナ船の運賃は40フィートコンテナで昨年と比較すると約1・6倍に跳ね上がっているとのこと。さらに、世界的なコンテナ不足は、日本における製造業にも大きな影響を与えています。

(2) 国土交通省発表の2019年世界の港湾別コンテナ取扱個数のランキングでは、1位が上海(4,330万TEU)、2位がシンガポールで(3,719万TEU)、3位が寧波(2,753万TEU)となっています。日本の港では順位はまだ出ていないものの、東京港が(500万TEU)、次いで横浜港、神戸港、名古屋港、大阪港となっています。また、日通総合研究所は2021年度の予測として、2020年度における大幅な落ち込みの反動もあり、個人消費、設備投資、輸出にはプラスへの反転を期待するものの、ただし力強さを欠く動きとなり、特に国内民需は戻りが鈍い展開になる見通しとしています。要因として、

個人消費は3・1%増と3年ぶりにプラス転換するとし、前年度における大幅減の反動などから、設備投資は2・4%増と3年ぶりにプラス転換するとしています。また、引き続き大規模な経済対策の実施が不可避な中で、公的需要は堅調な動きになり、輸出は9・9%増と大きな伸びを予測、輸入も3・4%増に外需の寄与度は、前年度のマイナスからプラスへ転換する見通しを立てています。

(3) 4年目を迎える邦船3社によるONEの定期船サービスは、今年度も改編を繰り返す地区港湾における雇用と就労に多大な影響を与えています。このことは事前協議制度でもって協議が進められてきましたが、船社は「利益とユーザーへの利便性」だけを重視し、港湾労働者に対しての責任は放棄しています。さらに日本の基幹航路への投入船は大型化が進み、3大港湾(京浜・伊勢湾・阪神)に集中せざるを得ない状況となっていますが、投入船の大型化は中国船社でも見られ、地方港にとっても注視しなければなりません。

(4) 国は「PORT2030」の方針通り、ターミナルの自動化・機械化を強引に進めています。RTG遠隔操作事業での公募に対してはステークホルダー(関係者)を公募の申請において明確にさせることは出来ましたが、「体制的合理化」にならないように中央労使でしっかりとした協議が必要となってきます。一方で地方港では人材不足が顕著に見られており、「働き方改革」に対応するための一部の自動化・機械化が求められています。

(5) 政府が脱炭素化を加速するために、再生可能エネルギーの普及促進に向けた包括政策「再エネ経済創造プラン」を策定するところが明らかになりました。非効率な石炭火力発電所を段階的に休廃止する一方で、太陽光や風力など、再生エネルギーを安定電源として育てる狙いがあります。多くの発電所を抱える地方港にとって、このことは雇用と職域を脅かす大きな問題です。国や電力会社の勝手な事業計画には反対の声を

挙げなければなりません。まずは各地方において調査やアンケートを行わない、雇用と職域確保のための取り組みが必要です。補強

4月23日、資源エネルギー庁での石炭火力検討WGの中間とりまとめ(案)概要が示されました。そこには、「2030年に向けて非効率石炭火力のフェードアウトを進めていく上では、地元雇用や地域経済を支える役割や安定供給上の要因から休廃止による影響を懸念する声もある。こうした地域の実情等を踏まえ、事業者は休廃止だけでなく稼働抑制等も選択肢として取り得る中で、各設備一律の基準が設定されることは、事業者の取り得る選択肢を限定的にする可能性がある」とされていますが、依然として雇用と職域の場の喪失が迫っています。国のおこなう政策は国が責任を持つべきであり、「公平な移行」が行われるべきです。そのためにも地方港対策会議を中心に議論を行ない、港湾労使の共通課題として、地方議員や国会議員に訴え雇用と職域を守る取り組みをすすめます。

(6) 港から離れた内陸部に通関物流基地として設置され、輸出入貨物の通関機能と保税機能を併せ持つインランドデポが新潟県や東関東、各地で作られています。港湾の職域・業域が失われる政策には明確に反対し、地域での雇用保障を第一に取り組みむ必要があります。

日港協の「統一回答拒否問題」では、全国港湾・港運同盟は2月に中央労働委員会へ「不当労働行為の救済申請」を行ないましたが、中央労働委員会から「全国的な問題ではない」として、東京労働委員会での審議となっています。同時に労使双方は問題解決に向けての協議は行うとして、「産別最低賃金に関する労使協議会」を2回開催し、問題解決に向けて協議を行なっています。

主要港湾だけの問題ととらえず、地方港湾での産別運動に対する重要性を全港湾として発信し、大会で確認される全国港湾2021年度運動方針(案)に基づき、運動をすすめる取り組みを強化します。以下、全国港湾の重点課題と取り組みを記載します。

(1) 産別労使「政策」課題の具体的解決に向けて

①認可料金の復活・適正料金の収受に向けて(仮称)港運料金の確立プロジェクトチーム」を拠点に取り組みを加速する。

②老朽石炭火力発電施設の休・廃止に対する職域・業域の確保を取り組む。

③港頭地区における物流施設やインランドポートに対して、港湾の「職域・業域」として着目し、港湾労働法の全港・全職種適用や港湾運送事業への一般派遣の禁止を「対抗措置・政策措置」としてすすめる。

④職域・業域の確保や港湾労働秩序を守るため、「港湾労政懇談会」の充実・運用を大いに図り、政策課題を「政・労・使」を形成して取り組む。

⑤国が打ち出した高速道路のETC専用化により職域が失われる問題については、国交省に対して政労協定に基づいた雇用対策を履行させ、新たな職場の確保などを含めた雇用保障対策を講じるよう要請を取り組む。

(2) 産別制度賃金をはじめとした産別協定の履行・産別労働条件の整備

①都労委において「不当労働行為救済命令を引き出す」ことに努力し、「命令」を契機に労使の基本ルールの再構築を図る。

②労使協議の着実な前進で「労働条件整備」を図る。

i. 産別労災補償制度の確立。

ii. 検数・検定小委員会に係る諸課題の解決。

iii. 関連職種の週休二日制など産別協定履行に係る課題の解決。

IV. 年限を規定している産別協定の早期実施。

v. 産別協定の全港・全職種適用と産別協定集の編纂。

(3) 雇用と職域・業域を守る

①荷主・ユーザーが狙う「コスト削減と効率化」を目的とした、港湾の「合理化」に抗してたたかう。

②船社のコンソーシアム再編や料金ダンピングに対するたたかいを強化する。

③産別協定・法令順守キャンペーンの強化を図る。

④中央・地区事前協議の厳格運営に努める。

(4) 安全・衛生、港湾労働者の命と安全を確保する諸課題

①新型コロナウイルス感染症対策

i. 21春闘協定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を徹底させる。

ii. 政府策定の新型コロナウイルス感染症防止ガイドラインや日港協の提示している事業継続計画(BCP)を各地区・職場で反映させる。

②安全・衛生の徹底/事故ゼロの職場を目指す

i. 地区安全パトロールの日常化を目指す。

ii. 危険荷役に対する「荷役拒否・作業中断」の認識を徹底するために、教官ツールの作成に取り組む。

iii. 21春闘協定に基づき、放射線量検査、中古自動車荷役に係った労働者の健康診断の取り組みを促進する。

IV. 港湾労働者の石綿被害救済の取り組みを「四者協議」の開催を通じて石綿被害対策を講じる。

v. 海上コンテナの安全確保に取り組み。

(5) 検数・検定労働者のたたかい

①検査事業における「指定事業体」に対する対策として、検査部会から指定事業体の問題のみに特化した「指定事業体部会」を新たに設立し、21春闘において「指定事業体の問題解決を今春闘で図らなければ、21春闘は解決しない。」と

表明したことで、労使検数検定小委員会を開催し、その経過を中央港湾団交に反映させることとなりました。

しかし、第3回中央港湾団交では大幅な修正はありませんでしたが、その後の事務折衝で21春闘協定とは別に小委員会としての「覚書」を締結し、21春闘協定は、この「覚書」に基づく協議を継続する考えを日港協が主張し、組合側は「覚書」は中央港湾団交前に締結すべきと主張し、労使双方で持ち帰り検討することにしました。

その後の第4回中央港湾団交において、「覚書」の一部文言修正を行い、「本体の採用も含め解決策の模索を図る。」と明記し、締結に至りましたが、日港協及び組合側では「産別としての指定事業体を本来の姿に戻すための本体への採用(移籍)である」との趣旨で理解を図っている事を確認し、今後の検数検定小委員会において指定事業体の問題解決に取り組みことを確認しています。

②指定事業体問題から検査事業に対する指定事業体の在り方に懸念を抱きます。それは、自動化・機械化導入問題で港湾労働者としての定義が無く、派遣を認められている検査事業はコンテナターミナル職務において雇用と職域が奪われる可能性が否定できません。全港湾は指定事業体問題の早期解決、自動化・機械化問題の労使協議も視野に入れ、検査事業の雇用と職域を守るたたかいを構築します。

③「労働者派遣法の一部改正」2019年7月8日付け職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額」等について」(局長通知)により指定事業体が派遣で検数の証明行為を職務として行うことのもその存在意義が問われています。引き続き、2016年2月日港協検査部会あて申し入れ書(全国港湾15発第62号)

(2) 明確な運賃や手軽さに加え、配達時刻の

に基づき取り組みをすすめます。

④産別協定である「週休二日制」の2020年4月1日履行が出来ていません。各事業者労使間での交渉を行なってきましたが、制度自体での差が生じています。全事業者統一での制度導入を目指し、全国港湾方針のもとたたかいをすすめます。

補強

全日検4地区での週休二日制をめぐっての交渉も完全な産別制度における週休二日制とはなりません。21春闘協定での「代休の原則取得」は土曜休日に至っては休務申請に期限が設けられており、割増しはありません。時間外算定基礎分母149時間の到達を2025年としていることからの暫定運用ですが、全事業者統一での産別協定での週休二日制として導入を目指し、全国港湾方針のもとたたかいをすすめます。

### V. 海コン・トラック・バス労働者のたたかい

#### 1. 情勢とたたかいの現状

(1) トラック協会が5月に発表した「トラック運送業界の景況感(速報)」によると、2021年1月〜3月期のトラック運送業においては、「宅配貨物」の輸送量、営業収入、営業利益は堅調に推移し、「一般貨物」、「宅配以外の特積」でも輸送量が回復基調となり、営業利益等の改善が寄与した結果、2021年1月〜3月期の景況感はマイナス41・0(前年同期比)となり、前回(マイナス65・3)から24・3ポイント改善したとなっています。なお、今後の見通しについては、変異株の新型コロナウイルス感染症拡大、3回目の緊急事態宣言発令等による経済活動の低迷の影響を織り込むとして、マイナス42・0(今回マイナス41・0)と1・0ポイント悪化する見込みであるとされています。

細かな指定や温度管理など利便性の高いサービスが広く消費者の支持を得ています。その一方、不在による再配達が課題となっており、ドライバー不足問題とも重なり、再配達によるムタをなくすため国土交通省は、検討会を設けて受け取りの多様化を促進する考えです。

厚生労働省の統計によると、道路貨物運送業の賃金水準は全産業平均に比べて低い水準で推移しています。その一方で、トラックドライバーの年間労働時間は、全産業平均と比較して長時間となっています。総務省の調査によると2019年時点で、トラック運送事業に従事する就業者数は全体で約196万人、このうちドライバー等輸送・機械運転従事者数は約87万人と横ばいもしくは微増で推移しています。また、トラック運送事業を含む自動車運送事業は、中高年層の男性労働力に強く依存しており、2019年においては、40歳未満の若い就業者数は全体の27%である一方で、50歳以上が42.8%を占めるなど、高齢化が進んでいます。さらに、女性の比率については就業者全体で20.4%と微増しましたが、輸送・機械運転従事者では3.4%と依然として低い状況にあります。

## 2. 闘争課題とたたかい方

- (1) 国交省が定めた各種政策の実効性を求め、中小企業に必ず繁栄させる為に、地方運輸局単位の行政交渉を強化します。
- (2) 中央海コン・トラック・バス合同会議を中心に、情報の共有、学習と、中央行政への要請行動を強化します。
- (3) 地方・支部・分会単位で、労働者の労働条件の向上に繋がるよう、制度政策を中心とした交渉の強化をすすめます。

## VI. 介護労働者のたたかい

### 1. 情勢とたたかひの現状

新型コロナウイルス感染が急速に広がり、

国民の不安が高まるなか、「緊急事態宣言」が全県に出されました。仕事をはじめ、学校の休校、イベント等の自粛などの要請が住民生活に深刻な影響を及ぼしています。すでに同感染症を理由とした解雇・雇止めも起きており、医療崩壊の危機感、介護施設の運営や利用をめぐる不安感、さらには中小零細事業者を中心とする倒産への懸念など、目を追うごとに高まっています。事態を打開するため、現金給付を含む財政投入や消費税減税などの思い切った支援・対応策が求められています。

現在「全世代型社会保障」と称して医療・介護等の政策の見直しを検討されています。この「全世代型社会保障」政策推進のために「軽々に消費税をいじることはできない」（甘利明自民党税制調査会長）などの発言が安倍首相をはじめとして出されてきています。感染拡大がすすみ、「いのちが最優先の課題」として医療・公衆衛生等の住民の社会保障充実への要求がより高まる中、拙速な取り組みをせずに、抜本的な拡充に向けて「全世代型社会保障」政策そのものの見直しが必要です。

## 2. 闘争課題とたたかい方

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大に関する課題や全世代型社会保障政策に関する課題について、中央社会保障推進会議や労供労組協とともに国に対し、次の課題を基本に厚生労働省交渉に取り組みます。
  - ①「自助」・「互助」の強化を前提とした全世代型社会保障への転換を撤回し、1億円を頂点に実効税率が低減する所得税・法人税の累進性を徹底するなど、消費税以外の税財源で社会保障制度を拡充すること。
  - ②後期高齢者の医療費窓口負担2割化の負担増計画を撤回すること。
  - ③年金引き下げをやめ、「マクロ経済スライド」は廃止すること。あわせて、国庫負担による最低保障年金制度を早急に確立すること。
  - ④70歳までの就労を強いる年金改悪を止

め、雇用と年金の接続を確実にし、60歳以降、だれもが退職すれば安心して暮らせる社会保障制度を確立すること。

⑤労働契約ではなく業務委託や有償ボランティアとして労働法の適用を外す法改悪は撤回すること。

⑥介護保険料、利用料負担の軽減を図り、必要な時に必要なサービスを受けられるよう制度改善を行なうこと。

⑦公的支援を地域住民の「助け合い」と社会福祉法人の「地域公益活動」に転嫁することを目的とした社会福祉法の改悪は撤回すること。

⑧2021年の介護・障害サービスの報酬改定にあたっては、職員の大幅増員と賃金底上げを可能とする報酬引き上げを行うこと。

## VII. 組織の強化と拡大

### 1. 組織の強化について

- (1) 大衆路線に基づく組織運営
  - ①組織運営にあたっては、異なる意見にも討論を通じて理解を求め、組合員を排除することなく大衆討議に積極的に参加できる体制を作り、組合員すべてが団結できる集団指導を原則に民主的に運営します。
  - ②たたかひを組織するにあたっては、問題認識や過去のたたかひの総括について徹底的に職場討議を行うなど、大衆討議を重視して組合員全体の意思統一を図り、戦術などの闘争体制を確立します。決定的方針については組合員全員が堅持し、その完全実施を図ります。
- (2) たたかひを組織するにあたっては、問題認識や過去のたたかひの総括について徹底的に職場討議を行うなど、大衆討議を重視して組合員全体の意思統一を図り、戦術などの闘争体制を確立します。決定的方針については組合員全員が堅持し、その完全実施を図ります。
- (3) 全港湾の方針に合致する地区の共闘組織が主催する会議や集会などには、自らの行動力の強化と地域運動の昂揚のために積極的に参加します。
- (4) 文化活動やレクリエーション活動を積極的に取り入れ、仲間意識や組合の団結を強化します。
- (5) 新型コロナウイルスの影響は組織運営に

も支障をきたしています。組合民主主義の基本を守りながら、有事や緊急時の組織運営をすることが求められているため、早急に検討をすすめます。

補強

2020年度は新型コロナウイルスの影響で第42回中央委員会や中央執行委員会でのリモート使用での会議運営を試みてきましたが、一方的な配信になるなど、まだまだ問題があり、各種対策会議での利用には至っていません。今後も環境を整えるとともに会議運営やリモートの使い方を工夫し、スムーズな会議運営に取り組みます。

(2) 若手幹部の育成

全港湾は世代交代も進み、組合業務が専従者・非専従者問わず役員に集中する傾向にあります。将来を担う活動家になるべき若者に様々な組合活動を経験させるとともに、それを職場から支える体制をつくります。

(3) 学習活動と教宣活動の充実

①中央労働講座を全港湾の将来を担う活動家要請の場として位置付けて取り組みます。

②地方・支部では、労働組合や労働法の基本的学習や労働者ならびに国民的課題、反戦・反核、平和問題、第4次産業革命問題など情勢と組合員の要望に合わせた学習を行なうようにします。数支部がまとまって学習会が開催できる場合はまとめて開催し、できない場合は支部ごとに開催します。また、地域の労働講座などを活用して学習活動をすすめます。必要に応じては中央役員が参加します。

③秋年末オルグは2021年秋年末闘争並びに2022年春闘方針の提起を中心として、港湾春闘要求課題や労働安全衛生、組織拡大などを重点に10月中旬から11月を基本として要請を受けた地方・支部と調整を図りながら具体的取り組みについては中央執行委員会を確認します。

④機関紙「港湾労働」は全港湾の活動を教

た、「ブレイクタイム」も新たな教宣物として定着をしました。それぞれの用途に応じた紙面づくりによって組合員への教宣強化を図ります。

⑤春闘や一時金闘争などの重要なたたかひ、活動があった場合には「全港湾FA Xニュース」を適時発行します。

⑥インターネットを活用した教宣活動については、ホームページも含め組合員のニーズに応じた取り組みをすすめます。

(4) 調査活動

最低賃金や時間外算定基礎分母、週休二日制、定年制など、現状の組合員の実態を調査（港湾・トラック・一般職）し、2022年春闘に向けての要求課題をまとめるために引き続き調査します。

(5) 青年（女性）部、退職者の会の結成と育成

①労働組合にとつて、青年労働者は組織の継承発展の礎であるとともに、若々しいエネルギーは組合活動の活性化と組織の強化にとつて重要です。青年労働者に主体を持たせた青年対策交流会議を開催し、青年労働者にとつて魅力ある組合活動となるべく推進していきます。

②退職者の会、女性の会の結成を地方・支部単位で取り組みます。

(6) 対策会議の設置

今年度も次の対策会議を設置して運動の強化を図ります。地方港対策会議、港労法対策会議、検数対策会議、トラック対策会議、海コン対策会議、労災職業病対策会議、本四架橋対策会議、労供対策会議、青年対策会議、その他必要に応じての対策会議の設置は中央執行委員会にて検討し決定します。

(7) 組織部会の検討課題

運動強化を中心に引き続き組織部会を開催し、財政運営の在り方や役職員の賃金体系、待遇改善などを協議します。

分裂を狙っています。労働者が生活を守り労働条件を向上させていくには、労働者が団結し、労働組合に結集していく以外に方法はありません。しかし、労働組合がこれ以上組織率を低下させ、全港湾も組織人員減少を許している、労働組合全体の力量は大きく低下せざるを得ません。組織の拡大、労働組合の拡大、組合員の増加は労働組合にとつて極めて重要な課題です。全港湾が労働組合の再生の先頭に立つという決意で組織拡大を取り組みます。

(1) 港湾、倉庫、通運、海コン、トラック、バス労働者をはじめとして、建設、介護など様々な産業の労働者、派遣・パート労働者など、非正規雇用労働者を含むすべての労働者を対象とします。

(2) 組織拡大の体制

①地方・支部に組織拡大対策委員会を設置し、執行部はもちろんのこと執行部以外の活動家や組合員を動員して組織拡大に取り組みます。

②組織拡大にあたっては、退職者の補充や企業内の未加入労働者、関連企業の労働者、仕事上の関係のある労働者、地域の上部団体を持たない労働組合などに重点を定めて計画的に組織拡大を図ります。

③労働相談から争議指導のできるオルグ活動家の要請を図ります。

④退職者に労働相談員をお願いするなど、退職者や組合を退任した先輩との連携を含めて組織拡大に取り組みます。

⑤中央の組織部会では、組織拡大をすすめるうえでの問題点の解決策や組織拡大の基本戦略など抜本的な検討をすすめます。

(3) 通年的な組織拡大キャンペーンを取ります。組合員を参加させ各支部で創意工夫した取り組みを企画するとともに、中央本部は教宣物などの支援を積極的に行ないます。

(4) 港湾における上部団体を持たない組織に対し、産別運動や制度の利点を活用し、加入への働き掛けを行ないます。

(5) 65歳定年延長の取り組みはすすめられ

## 2. 組織の拡大について

いま、国や資本主義社会は「働き方改革」や「第4次産業革命」の名のもとに労働者の

てはいますが、少子高齢化問題も含めて、労働者不足が現実化しています。引き続き退職者補充の取り組みとともに労働者の計画的な確保について労使協議を行ない、作業員と組合員の確保を取り組みます。

(6) 相互扶助の精神に基づく自発的な福利厚生活動として「こくみん共済coop」(全労済)の共済制度の取り組みを行ないます。こくみん共済coopの共済契約等に係る事務手続きは、組合員からの委任に基づいて全日本港湾労働組合が代行します。

この事務手続きに際して生じる費用相当額は共済契約者に代わって全労済から団体事務手数料として支払われます。また、共済契約に関する事務手続きを円滑にするため、こくみん共済coopより必要最小限の範囲において個人情報提供を受けません。

### VIII. 共闘の強化、国際連帯、政党との連携の取り組み

#### 1. 共闘の強化について

- ① 全国港湾の強化
 

① 全国港湾の強化については、単一化を基本としつつ、連合体強化をすすめます。

② 全国港湾は連合化になって13年目を迎えますが、港湾労働者の雇用と職域確保のために文字通り全国の港湾労働者が結集できる組織を目指しています。6大港と地方港のそれぞれの意見が反映できる組織体制、組織人員に比例した役員・代議員の割り当てなどを基本に組織が強化できるような規約・運営づくりを目指します。

③ 連合体の産別運動を充実させるために、交渉力を強化し、協定適用率を拡大し、協定を順守させる統制力を持たなければなりません。企業別運動の視点を払拭する努力をしていきます。

(2) 交通労働協の強化
 

① 交通労働協は政策要求を中心に活動をしていきます。全港湾の運動方針を堅持しながら、交通労働協の運動に参加し、すべての労働者の生活向上の要求を前進させるとともに組織強化に努力します。

② 交通労働協とITF-JC(国際運輸労働加盟労働組合日本協議会)は2003年に統合し、全港湾は交通労働協内のITF未加盟組合(全港湾を含む7組合)とともにMSGを形成し加盟しました。引き続きMSGとして運動の前進と交通労働協国際局とも協力をして国際活動をすすめます。

ら、交通労働協の運動に参加し、すべての労働者の生活向上の要求を前進させるとともに組織強化に努力します。

② 交通労働協とITF-JC(国際運輸労働加盟労働組合日本協議会)は2003年に統合し、全港湾は交通労働協内のITF未加盟組合(全港湾を含む7組合)とともにMSGを形成し加盟しました。引き続きMSGとして運動の前進と交通労働協国際局とも協力をして国際活動をすすめます。

(3) その他の共闘組織
 

① 2009年12月に結成された海員組合と全国港湾・港運同盟による日本海員港湾労働組合協議会(海港労働協)は、FOCキャンペーンでの取り組みの問題から、現在、海員組合との共同行動を凍結しています。一方で各地区港湾は行動を模索し、海員組合との関係修復に向けての取り組みも行っています。FOC・P・OCCキャンペーンの取り組みは雇用闘争として重要な課題であることから引き続き取り組みをすすめます。

② 全港湾、全国一般全国協、全日建の3単産共闘を引き続き取り組み、中央における中小企業労働者や非正規雇用労働者の立場からの政策要求、労働法制改悪反対、反戦平和、労働組合への弾圧反対など、中央・地域における共闘をすすめます。

- ④ 地域共闘
 

① 地区労働組織が解散せずに継続されているところは地方・支部単位で、その運動を支持し、地域運動の発展に努力します。反基地・反戦平和運動に取り組み「平和運動センター」が組織されているところについても、その運動に積極的に取り組みます。

② 春闘や中小労働運動など課題別に全港湾方針と一致するものについては、地域での共闘関係をつくりあげ、地域の運動の強化に努力します。
- ⑤ 民主団体との提携
 

次の民主団体との提携を深め運動の強化

に努力します。また、その他必要に応じて新たな民主団体との提携については、中央執行委員会にて協議し決定します。

① フォーラム平和・人権・環境(平和フォーラム)

② 部落解放中央共闘会議

③ 中央社会保障推進協議会

④ 石綿対策全国連絡会議

#### 2. 国際連帯について

新自由主義を世界規模へと導くグローバル化への対峙と北東アジアでの友好・連帯のためには労働者の国際的な連帯行動がますます重要となっています。とりわけ、規制緩和、民営化、カジュアル(日雇)化、自動化・機械化とたたかう港湾労働者の国際連帯を強化します。また、下記以外の新たな国際連帯については中央執行委員会で協議し決定します。

- (1) ILWU(国際港湾倉庫労働組合)、MUA(オーストラリア海事労働組合)、MUNZ(ニュージーランド海事労働組合)をはじめアジア太平洋地域の港湾労働者の友好連帯を一層強化します。
- (2) 中国海員建設工会との友好連帯のために定期的交流を継続します。
- (3) ITF(国際運輸労働)に代表参加します。
- (4) 全国港湾が行っている東アジア港湾労働者会議に参加します。
- (5) 若い活動家による国際交流を検討します。
- (6) 中国海員建設工会との交流をはじめ、朝鮮半島情勢の変化を見極めながら韓国民主労総、および朝鮮職業総同盟との交流再開のための協議を検討します。

#### 3. 政党との連携について

- 全港湾は反戦・平和・民主主義をもとめ、護憲並びに民主運動を進めるために、政党との関係は以下のとおりとします。
- (1) 全港湾は、課題別に全港湾の要求や方針が一致する政党と共闘します。
  - (2) 選挙闘争は、日常闘争を大切にし、地方

・支部ごとに全港湾の方針に一致する候補者を推薦したたかいます。

補強

(3) 国の一方的な港湾政策から雇用と職域を

# 2021年秋から年末にかけての闘争方針(案)

#### I. はじめに

2021年秋年末闘争は、2022年春闘準備も含めた大変重要な時期のたたかいです。新型コロナウィルス感染症によって2021春闘での妥結額は昨年を上回ることが出来ず、賃金引き上げ率も1%を下回りました。コロナ禍での雇用を優先した取り組みで、コロナ禍での雇用を優先した取り組みで、

1. 要求額は昨年同期の率・額以上を地方ごとに決定し、要求します。
2. 要求書提出は11月上旬とし、地方ごとにおこないます。
3. 解決目標は11月下旬とします。
4. 各地方はスト権確立の確認をおこない、闘争体制を確立し、中央と連携を図りながらストライキを含む有効な戦術を行使してたたかいます。

#### II. 冬季一時金闘争

厚労省が5月に発表した2020年度の一人当たりの現金給与総額は前年比マイナス1.5%となり8年ぶりの減少となつています。こういった依然として厳しい経済状況ですが、一時金も給与の一部、生活を支える賃金として取り組む必要があります。働き方改革がすすめられ、あらゆる働き方ができる労働環境となつていますが、労働条件の引き上げを含め全組合員が一致団結してたたかえる秋年末闘争を構築しなければなりません。

- 港湾では、「新型コロナウィルス」の影響による、サプライチェーン体制の不完全状態の長期化、地区港湾における雇用と就労に多大な影響を与える邦船3社によるONEの改編、多くの地方港における雇用と職域の喪失ともなりのかねない、石炭火力発電所の休廃止問題など多くの問題があります。本来ならこういった問題に対し港運事業者を束ねる立場にある日港協が労使によって国や荷主・ユーザーに働きかけるべき立場ですが、現状では放棄していると言っても過言ではありません。本来の使用者団体としての責務を全うさせる取り組みが必要です。

#### III. 労働条件の引き上げ

2020年度は、新型コロナウィルス感染症対策としての休業補償やワクチン接種での特別有給休暇の獲得と一部の地方で前進が見られましたが、労働時間短縮や65歳定年延長・退職者の補充等、到達できていない課題もあります。

次に掲げる要求項目(具体的な内容については、2021年運動方針の補強(案)に記載)をまだ獲得していない地方・支部は最優先課題として交渉をすすめます。

く政策推進活動を行うために、「全港湾政策推進議員懇談会(仮称)」の設立に向けて取り組みをすすめます。

以上

1. 労働時間短縮
 

① 労働時間短縮

  - ・ 8・7・45体制を順守し、年間1800労働時間を基本とします。
  - ・ 8・7・45体制を順守できるような常用労働者の補充に取り組みます。

② 休日休暇について

  - ・ すべての産業に対し産別協定に準じた週休二日制の導入を求めます。
  - ・ 「国民の祝日」及び「メーデー(5月1日)」、「山の日」を休日とします。
  - ・ 12月30日から1月4日までを年末年始特別有給休日とします。
- ③ 時間外労働、深夜労働、休日労働の割り増しと時間外算定基礎分母について
  - ・ 時間外労働、深夜労働、休日労働の割増賃金を確保し、割増率の引き上げに努力します。
  - ・ 年末年始の特別有給休日出勤者には日額賃金の割り増し及び精励金を支給し、加えて代休を付加することとします。

- ・ 港湾産業においては産別協定に則り、6大港船内、沿岸職種においては時間外算定基礎分母を149時間とし、その他の港湾、職種については2025年までに149時間とします。その他の産業においては労基法順守を基本とします。
- ・ 法定割増賃金率は「働き方改革関連法」の成立により、2023年4月からはこの猶予が廃止され、中小企業でも月60時間を超える時間外労働につ



いて法定割増賃金率が50%以上となりますが、引き上げされる割増賃金の代わりに有給の休暇(代替休暇)を与えることで長時間労働の抑制を図ります。

(3) 労働協約の締結は地本単位としますが、支部で締結する場合は地本と支部の連署とします。中央要求に関する協定は、中央、地方、支部の連署とします。

2. 定年(雇用)延長・退職者の補充

原則65歳までの定年延長を求めますが、遅くとも厚生年金の支給開始年齢に対応する定年延長 長制度を求めます。定年延長にあたっては身分の変更や労働条件の引き下げを行なわないことを 基本とします。また、厚生年金受給年齢の引き上げが議論されていますが、働かざるを得ない実情も踏まえ、まずは働ける環境づくりを目指し、基本的には65歳以上の定年に反対します。

3. 退職金引き上げ

退職金は、勤続30年||1、600万円以上、勤続35年||2、000万円以上、勤続40年||2、400万円以上を求めます。なお、勤続30年未満の勤続者については30年勤続の金額を基準に算出します。また、「中退金」加入などにより退職金の確保(保全)を求めます。65歳定年延長の到達にともない、勤続45年||2、800万円を新たな水準として設定し、到達闘争としてたたかいます。

4. 労災企業補償の引き上げ

死亡・1~3級4、000万円、4級2、750万円、5級2、360万円、6級2、000万円、7級1、670万円、8級1、180万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。また、頻発する自然災害に対処するために、労働者の安全を前提とした、地区(港)単位の防災マニュアルを作り、日常的な訓練を含め、港湾の安全に万全を期すことを求めます。

5. 労働協約の締結

(1) 全港湾の分会結成と同時に、暫定協定の締結をたたかいます。  
(2) 港湾関係は産別協定順守のために、各地方・支部に適用すべき協定項目の文章を明記した労働協約を締結します。

V. 海コン・トラック・バス労働者のたたかい

1. 海コン安全運送法(仮称)  
海コン安全運送法(仮称)を国内における安全輸送の根幹と位置付け速やかに再上程し、成立させるよう取り組みます。

IV. 港湾労働者のたたかい

1. 適正料金收受、料金ダンピングに反対する取り組み  
2021年春闘協定である、「適正料金の收受や認可料金制度の復活は港運事業者にとって最大の関心事であり、港湾労働者の雇用安定・雇用条件向上に重要な労使共通の課題である。よって認識を共有するため、労使によるプロジェクトチーム(仮称)を設置し、具体的取り組みについて検討の上、必要に応じ関係行政に働きかけ」を達成するために「港運料金の確立プロジェクトチーム(仮称)」を拠点に取り組みをすすめます。

2. 港湾政策に対する取り組み

全国港湾の秋年末中央行動での要求に地方ごとの課題を反映させるよう取り組みとともに、次の政策課題を中心に取り組みます。また、地方ごとに港湾管理者、地方整備局、港湾運営会社に申し入れ行動を取り組みます。

(1) 老朽石炭火力発電施設の休・廃止に対する職域・業域の確保を取り組み

(2) 港頭地区における物流施設やインランドポートに対して、港湾の「職域・業域」として着目し、港湾労働法的全港・全職種適用や港湾運送事業への一般派遣の禁止を「対抗措置・政策措置」としてすすめる。

(3) 職域・業域の確保や港湾労働秩序を守るため、「港湾労政懇談会」の充実・運用を大いに図り、政策課題を「政・労・使」を形成して取り組み。

3. 地区団交権の確立

中央産別協定の全港・全職種適用の要求獲得のためにも、地区団交権の確立を中央・地本と目指します。

VI. 労働者ならびに国民的諸課題のたたかい

2020-21年度運動方針の労働者ならびに国民的諸課題を基本として取り組みをすすめます。

2. 制度政策要求の取り組み

21年度運動方針にもつぎ、秋年末に海コン・トラック・バス合同対策会議を開催します。合同会議で政策要求を取りまとめ、秋年末から22春闘にかけて、各地方本部トラック部会等の開催、地方運輸局及び整備局に対し要請行動をおこないます。

IX. 2022年春闘の準備について

1. 春闘要求について  
賃金引き上げ要求について  
① 第2回中央執行委員会から、要求額、統一してたたかう体制づくりについて検討します。各地方での職場討議を深め、中央執行委員会で検討します。それぞれの地方の意見をまとめ、一律引き上げ要求とその考え方の基本となる傾斜型賃金体系への同率要求を検討します。

VII. 平和と民主主義を護るたたかい

1. 平和憲法を護る運動を積極的に取り組みとともに、第58回護憲大会に参加します。  
2. 反基地闘争、在日米軍の再編・強化に対する取り組みを強めます。辺野古新基地建設、高江ヘリパッド建設、オスプレイ配備に反対します。

3. 菅政権がすすめる平和憲法を改悪するすべての戦争法制に対する反対運動を積極的に取り組みとともに、幅広い結果による国民世論となるよう取り組みます。

VIII. 組織の強化と拡大

1. 組織拡大を通年的取り組みとして実施します。  
(1) 10月開催予定の教宣部会で、チラシ、桃太郎旗、リーフレット、ポケットティッシュ、組織拡大の手引きなどを検討し、キャンペーングッズの準備をします。  
(2) 各地方、支部は組織拡大推進会議を開催し、組織拡大キャンペーン実施計画を作成し、未組織労働者の実態調査をすすめます。  
(3) 各地方、支部は労働相談に対応できるよう前段で学習を強化します。  
(4) 各地方調査を踏まえた組織部会を開催し、組織拡大キャンペーンの対策をおこないます。  
2. 秋年末オルグは2021秋年末闘争並びに2022春闘方針の提起を中心として、港湾春闘要求課題や労働安全衛生、組織拡大を重点に、各地方・支部からのオルグ要請を受け、具体的取り組みについては第2回中央執行委員会で確認します。

を集約し、中央本部に提出することとします。

(1) 中央執行委員会を12月6日~7日(予定)に開催し、春闘方針案について討議・決定します。港湾労働春闘方針特集号と第42回中央委員会議案書については、12月中旬に各地方に届くよう努力します。

(2) 各地方は1月上旬から第43回中央委員会までの期間で、春闘要求の機関討議をすすめることとします。  
(3) 第43回中央委員会は2月1日から2月2日に開催します。

(4) 全国港湾は2月8日から9日の第14回中央委員会で春闘方針を決定し、2月中旬(未定)を目的に、日港協に対する産別制度要求の要求提出を検討しています。以上

2. 22春闘準備の日程について

⑤ 全港湾の各地方での職場討議と中央委員会決定した産別要求案をもとに全国港湾制度政策要求討議に臨みますが、最終的には全国港湾で決定された要求をもとに産別春闘をたたかうこととします。

綱 領

綱

1. 我等は広く万国の労働者と提携し、世界の進運に寄与し、以て国際平和の確立を期す。

1. 我等は我国、民族産業を独占資本の搾取の桎梏より解放し、以て民主主義日本の建設を期す。

1. 我等は港湾産業の国際性に鑑み、確固たる責任感と強靱なる組織力をもって使命達成を期す。

# 規約・規定の改正(案)について

規定各条に限定的緊急特例措置等を追加修正し、下記のとおり提案する。

## 全日本港湾労働組合規約(案)

### 第4章の2 限定的緊急特例措置等

(特例措置の発動)

第38条の2 感染症法に基づく指定感染症(新型コロナウイルス感染症)の感染拡大防止及び激甚災害法に基づく指定地域等想定外の事態における非常時(以下「想定外の非常時」と言う。)により第14条に定める大会及び中央委員会並びに中央執行委員会(以下「大会及び各委員会」と言う。)の運営部分で中央執行委員会が認めるときは、本章に定める限定的緊急特例措置の発動により開催することができる。

(成立要件)

第38条の3 想定外の非常時において大会及び各委員会の成立要件については、様式緊特第1号限定的緊急特例措置に基づく委任状(以下「特例委任状第1号」と言う。)を含めて3分の2以上で成立要件を満たすものとする。

(大会議決権委任)

第38条の4 想定外の非常時により、やむを得ず大会に出席できない代議員は、議決権の行使(役員選出に関する直接無記名投票及び同盟罷業に関する直接無記名投票を除く。)を大会の議長に委任することができる。この場合においては、当該代議員は特例委任状第1号を中央執行委員会に提出しなければならない。

当該代議員は特例委任状第1号を郵送により提供することができる。

ただし、急激な感染状況の変化に対応するため、特例委任状第1号の提出はすべての代議員からとし、大会への出席が確認された代議員には代議員証と引き換えに特例委任状第1号を返却する。

(委員会議決権委任)

第38条の5 想定外の非常時により、やむ

を得ず中央委員会又は中央執行委員会に出席できない中央委員又は中央執行委員は、議決権の行使を中央委員会又は中央執行委員会の議長に委任することができる。この場合においては、当該中央委員又は中央執行委員は特例委任状第1号を議長に提出しなければならない。

その他、前条後段を準用する。

(大会議決権行使)

第38条の6 想定外の非常時により、やむを得ず大会に出席できない代議員は、様式緊特第2号特例措置に基づく議決権行使書(以下「特例議決権行使書第2号」と言う。)に大会の議題に対する賛否を表明する等必要な事項を記載し、大会の招集通知に記載された期間内に中央執行委員会に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

ただし、急激な感染状況等の変化に対応するため、特例議決権行使書第2号の提出はすべての代議員からとし、大会への出席が確認された代議員には代議員証と引き換えに特例議決権行使書第2号を返却する。

(中央委員会議決権行使)

第38条の7 想定外の非常時により、やむを得ず中央委員会に出席できない中央委員は、前条を準用する。

(中央執行委員会議決権行使)

第38条の8 想定外の非常時により、やむを得ず中央執行委員会に出席できない中央執行委員は、議決権の行使を議長に委任することができる。この場合においては、当該中央執行委員は特例委任状第2号を委員長に提出しなければならない。

当該中央執行委員は特例委任状第2号を郵送により提供することができる。

(Webシステム開催及び議決権対応)

第38条の9 想定外の非常時または正当な事由によりやむを得ず、大会及び各委員会の通常の開催が困難な場合に中央執行委員会が認めたときは、Webシステムによることができる。この場合において同システムに参加した者は第15条の出席者とみなす。

ただし、大会及び各委員会の議決権の委任及び行使に関する事項は、第38条の4乃至第38条の8を準用する。

## 大会議事規定(案)

### 第6章 議長

第25条の2 規約第38条2に基づき限定的緊急特例措置が発動された場合、本章第22条から第24条までの対応は中央執行委員会より議長及び各地方本部に事前に通知する。規約第38条の9によるWebシステム開催も同様とする。

### 第8章 議事

第35条の2 規約第38条2に基づき限定的緊急特例措置が発動された場合、本章第30条から第35条までの対応は中央執行委員会より各地方本部に事前に通知する。規約第38条の9によるWebシステム開催も同様とする。

(Webシステム開催通知)

第38条の10 前条に基づき大会及び各委員会を開催する場合は、中央執行委員会各地方本部に事前に通知する。

Webシステムによる参加資格者に対して、ID及びパスワードを一言にメール送信することにより代議員証の発送に代えることができる。

第85条 この規約は2021年9月日より一部改正実施する。

### 第10章 代議員、特別代議員、傍聴者

催も同様とする。

第43条 規約第38条2に基づき限定的緊急特例措置が発動された場合、本章第38条から第42条までの対応は中央執行委員会より各地方本部に事前に通知する。規約第38条の9によるWebシステム開催も同様とする。

### 付則

第6条 この規定は2021年9月より一部改正実施する。

## 役員選挙規定(案)

### 第4章 投票

第14条の2 前条の規定にかかわらず、規約第38条の2に基づき限定的緊急特例措置が発動された場合、役員選出のための書面による無記名投票の特例措置を次ににより実施する。

- 役員選挙は各代議員の投票によって行う。
- 立候補者に対して行う役員選挙の投票方法は選挙管理委員会が別途定める。
- 選挙管理委員会が別途定める投票方式

においては、郵送によるものを認めることができる。

4. 投票者は、投票用紙を選挙管理委員会へ大会開催日前日の16時までに到着するように郵送しなければならない。ただし、郵送の場合には、選挙期日までの消印のある場合で開票前に到着したものは有効とする。

5. 投票に際して投票者を確認するためにとられた措置による個人情報投票の有効性を確認する以外にはこれを用いてはならない。

第18条の2 規約第38条の2に基づき限定的緊急特例措置が発動された場合、本章第15条から第18条までの対応は中央執行委員会より各地方本部に事前に通知する。規約第38条の9によるWebシステム開催も同様とする。

### 付則

第8条 この規定は2021年9月より一部改正実施する。

【様式緊特第2号】  
特例措置に基づく議決権行使書(案)

全日本港湾労働組合  
第 回「定期全国大会・臨時全国大会・中央委員会・中央執行委員会」議長 様

私は、 年 月 日から 日に開催される、全日本港湾労働組合第 回「定期全国大会・臨時全国大会・中央委員会・中央執行委員会」での議決に関して、以下のとおり本書をもって議決権を行使します。  
(役員選出及び同盟罷業に関する直接無記名投票を除く。)

年 月 日

代議員住所 \_\_\_\_\_  
代議員役職 \_\_\_\_\_  
代議員氏名 \_\_\_\_\_ (自筆) 印  
所属地方本部 \_\_\_\_\_

記

1. 第1議題	原案に	「賛成・反対」	する
2. 第2議題	原案に	「賛成・反対」	する
3. 第3議題	原案に	「賛成・反対」	する
4. 第4議題	原案に	「賛成・反対」	する
5. 第5議題	原案に	「賛成・反対」	する

※「」内のいずれかを○で囲む。  
(各議題にご意見があれば表明下さい。)

【注】 議決権行使書の各議題について、賛成・反対のいずれにも○印がない場合は議決に参加しなかったものとみなします。

【様式緊特第1号】  
限定的特例措置に基づく委任状(案)

全日本港湾労働組合  
第 回「定期全国大会・臨時全国大会・中央委員会・中央執行委員会」議長 様

私は、 年 月 日から 日に開催される、全日本港湾労働組合第 回「定期全国大会・臨時全国大会・中央委員会・中央執行委員会」に参加できませんので、同「大会・委員会」での決議に関して、議決権行使書(様式緊特第2号)を「添えるとともに・添えずに」、その他の取扱いについては議長に一任いたします。  
(役員選出及び同盟罷業に関する直接無記名投票を除く。)

年 月 日

欠席代議員住所 \_\_\_\_\_  
欠席代議員役職 \_\_\_\_\_  
欠席代議員氏名 \_\_\_\_\_ (自筆) 印  
所属地方本部 \_\_\_\_\_

※「」内のいずれかを○で囲む。

# 年間ストライキ権の確立(案)

規約第24条にもとづき、次の事項について、次期定期全国大会までの年間ストライキ権を確立し、その具体的行使については中央執行委員会に委ねます。

- 1 2020—21年度運動方針の「Ⅲ主な闘争課題とたたかいの基本（春闘、一時金闘争含む）」、「Ⅳ港湾労働者のたたかい」、「Ⅴ海コン・トラック・バス労働者のたたかい」の要求を実現するために、ストライキ権の行使が必要であると中央執行委員会が判断したとき。
- 2 全国大会ならびに中央委員会において採択された諸決議の実施にあたって、ストライキ権の行使が必要であると中央執行委員会が判断したとき。
- 3 組合員が使用者より不当な扱いを受け、ストライキ権の行使が事態の打開に有効であると中央執行委員会が判断したとき。
- 4 全港湾ならびに全港湾の地方組織が使用者より不当な組織攻撃を受け、ストライキ権の行使によってしか単一組織としての全港湾の団結が維持できないと中央執行委員会が判断したとき。

以 上

# 2020・21年度スローガン

- 1 労働者の権利確立、雇用安定、賃金・労働条件の引き上げをたたかい、生活向上をはかろう
  
- 1 新自由主義にもとづく規制緩和に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正しよう
  
- 1 平和憲法を護り、人権を奪う秘密保護法の廃止、集団的自衛権の行使を許さず「戦争法」を廃止しよう
  
- 1 辺野古新基地建設反対、日米安保条約を破棄し、米軍基地のない沖縄・日本を取り戻し、憲法9条にもとづき、対話による外交で世界の平和を確立しよう
  
- 1 原発再稼働反対、脱原発をはじめ自然エネルギーの活用と環境保護を取り組もう
  
- 1 企業の枠を越えた産業別運動を強化し、地域運動、国際運動と連帯し、中小企業労働者、非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたたかおう
  
- 1 大衆路線にもとづいて職場闘争を強化し、活動家を育成し、組織の強化拡大を勝ち取ろう

以上